

意見がござりますけれども、政府としての方針は、要するに、物価の騰勢をできるだけ鎮静をすると、いうことが当面の目的でございまして、安定的な成長をたどるようになります。特に、一部で言われて懸念されておりますような、いわゆるスタグフレーションというようなことを絶対に起させないようにしたい。これが政府としてのねらいでございます。

○戸田菊雄君 大臣のいまの回答ですと、スタグフレーションにならないような対策、対応措置をとつていただきたい。こういうことは、現行の経済動向をそのまま持続したいという意向でいらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 経済運営の基本を、ドラスチックな変化というようなことは考えておりませんが、前々から念じておりますよな、福祉国家に日本が早く名実ともになれるようにしていく、そのためには、基本であるところのインフレと、かように考えております。

○戸田菊雄君 経済動向の正しい判断をということは、現在非常に大事なことじやないかと思うんですけれど、十分そういう点を配慮されて、第四次金融引き締め政策をとつておられるんだろうと思つますが、今回の金融引き締め政策をとつておられるんだけれども、やや私は金融独走体制、こういう考え方を持つておるんですけど、たとえば消費流通体制についても一端の手は打ちました。打ちましたけれど、たとえば自動車関係の販売についての割賦制度等に対する若干の手当てをしたようあります。これはほとんど、私は、効果が出ないんじゃないかといふ考へ持つんですけど、そういう部面協議会をいたしました。そして最近の経済状況全般の現状、あるいは今後の見通し等についても論議をかわしたわけでござりますけれども、たとえば八月三十一日にきめました政策も、いわゆる財政金融政策というのは、その五つの中の二つで

あつて、もちろんそのほかの問題も関連はいたしておりますけれども、まあ私は率直に申し上げますならば、財政、金融の措置というものは、いわばこの時点におけるところの総仕上げである。たとえば公定歩合にしても、外国に比べればまだ低いわけでありますけれども、日本とすれば一%の引き上げを行なう、7%になつたというようなことは、やはり日本としては相当思い切った措置であると思います。

それから財政の措置にしても、かなり思い切った措置をとつておるつもりでございますから、まことにこの辺のところが、この時点における総仕上げということが言えるのではないかと思ひます。かねがね私自身もさような点を深く考へ、かつ協力ををお願いしておつたわけでありますけれども、物資の需給、また個別の物資対策というものが、相当地に關係当局の関心を呼び、そして非常に熟意のある具体策が講ぜられることになつてしまいまして、この辺の面が、あわせて総合的な効果を發揮するものと考えております。

それから、消費者信用の問題は、いまお話をありましたように、まず第一に、乗用自動車、軽自動車等に対する頭金の引き上げ、あるいは期限の短縮というようなことが、ます行なわれたわけでもあります。

○戸田菊雄君 これはあとで触れますけれども、いずれ四十九年度の予算編成等の問題が差し控えられておるわけですから、いずれにしても、景気動向に対する明確な回答を政府は出さざるを得ない時期に差し迫つておるんだろうと思うのです。これ

は、一ヵ月後になるか、二ヵ月後になるかは別にいたしまして、そういう回答をいすれにしても政

府は出さなければいけない。こういう状況になつていくと思うのですが、そこでこの金融引き締め政策に対するいわゆるタイムラグ、これが非常に

おそいということが言われていますね。同時に、この四十九年度の予算編成等を控えて、一定の景

気動向に回答を出して、新しい編成というものをやつていかなければいけないのであります。

○戸田菊雄君 金融引き締め政策の大綱五項目であります。これらの内容については、この前一

般調査案件の中で、東大の館教授なり、日銀の政策委員の渡邊委員を参考人に招請をして、い

ろいろと意見を戦わしたところですから、そ

いつた問題についてはできるだけ避けてまいりますが、いすれにいたしましても、今日までの金融引き締め政策、景気過熱鎮静化については、政府の対策は後手後手であったのではないか、こういいう指摘が館教授等から明確にされております。そ

ういう意味合いにおいて、これが総仕上げということがあります。こうして、もうこれでけつこうだと、

あとは必要ない、こういう見解でしようか。

○国務大臣(愛知揆一君) この時点における総仕上げと私は申しております。この時点における総仕上げと申しておるわけであります。金融政策等は、機動的な運営をしなければならないのがその趣旨でございますが、いまお話をございましたように、一方においては後手であると言い、またこれは行き過ぎであると、両方の批判や御心配があるわけであります。政府といたしましては、いろいろの御意見を伺いながら、適切妥当と思われる措置をとることが国民のためであると、かよ

うな考え方から、具体的の政策を行なつておるわけであります。

○戸田菊雄君 これはあとで触れますけれども、いずれ四十九年度の予算編成等の問題が差し控えられておるわけですから、いずれにしても、景気動向

に対する明確な回答を政府は出さざるを得ない時期に差し迫つておるんだろうと思うのです。これ

は、一ヵ月後になるか、二ヵ月後になるかは別にいたしまして、そういう回答をいすれにしても政

府は出さなければいけない。こういう状況になつていくと思うのですが、そこでこの金融引き締め

政策に対するいわゆるタイムラグ、これが非常に

おそいということが言われていますね。同時に、この四十九年度の予算編成等を控えて、一定の景

気動向に回答を出して、新しい編成というものをやつていかなければいけないのであります。

しかし、それだけではもちろん十分でないの

で、個別的な需給関係とか、あるいはたとえば在庫にいたしましても、メーカーの在庫が幾ら幾ら

である、これが何%で、これが前月に比べてどう

かといふことも、もちろん大切な政策の一つの指

標でありますけれども、同時に、今日のような状況においては、いわば流通在庫というような、メー カーからだんだんと流通過程において流れいくべきはずの物の動きというふうなものが、もつと適切に掌握されるというようなことが、今日においては非常に必要なことであると、かように考えますから、それに対応するような手法、そして政策や、具体的な措置というものが行なわれつあると、こういう状況でございます。

○戸田菊雄君 まあおそらく大臣の見解としては、総合判断、これが前提にあるんだろうと思うのですけれども、しかし、総合判断といつても、いま私が指摘したような各個別指標、こういうものを無視することはできない。これはまあ大臣もあとでお答えになつておりますけれども、何かその辺の物価安定に対するめどというものをあらかじめ見通しておかないと、いまの金融引き締め政策がどの程度に、いまの指摘した個別指標というものはなつていくのか、その辺はやっぱり私は目安として一応見ておかなくちゃいけないんじやないかというような気がするのですけれども、そういう意味合いにおいて、そういう個別指標の積み上げが総合判断になつて、それでこの辺で引き締めを解除するとか、あるいは持続するとか等々の対策がまた出てくるんだろうと思うのですけれども、その辺の見解は、私の理解は間違つておるでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) たとえば從来であると、金融の引き締めをすれば、これが対外的に、輸出のこれは逆に非常な刺激剤になるというようなことが言われもし、現実の姿であったわけでありますけれども、今回のよくな状況においては、そうなつてはまたぐあいが悪いわけであつて、一方には国際收支の均衡のある安定と、それが望ましいわけでございますから、これは一つの公式論で、こういうこう指標と、こういう指標をかみ合わせて、こうしなければならぬと、いうだけで、生きた国民経済、そしてその中から出てくる物価問題といふようなものに対する対応

の姿勢としては、少し形式理論に過ぎるのではないかと、私は率直にこういうふうに考えておるわけでございまして、生きた経済政策といふものは、もつと流動的で総合的でなければならぬ。

そこで、それなら、何も目標がないじゃないかと、どうするんだということが、その次に出てく

るお尋ねだと思いますけれども、私は、現在それなら卸売り物価が、たとえば前年同期比で何%であればどうであるかというような数字をあげて、一つの指標だけで、金融の引き締めを解除する時期というようなことを申し上げる勇気はございません。同時に、私はこう思いますが、主要各国が、まあ五、六の国があげられると思いますけれども、同じようなある意味では条件下にそれ

ぞれ問題をかかえ、苦惱しておりますが、主要各国と非常に似たところがござりますから、まず当面の目標としては、主要各国に比べて卸売り物価も消費者物価も安定している、上がり方がそれら

に比べて激速ではないという状態をつくり出すことが、まず第一のいま目標ではなかろうか、こういうふうに考えますので、たとえば本日の閣僚協議会におきましても、主要国の最近の物価の動向

ということ、これだけであつては私はいけないと思うのでありますて、もっと短期的には、前月との比較はどうであるか、あるいは長期的に言えば、十年間ぐらいの相当長い期間を置いて、その間の動向について、いろいろと過去の教訓もあるわけありますけれども、現下のよくな状況

においては、そうなつてはまたぐあいが悪いわけであつて、一方には国際收支の均衡のある安定と、それが望ましいわけでございますから、これは一つの公式論で、こういうこう指標と、こういう指標をかみ合わせて、こうしなければならぬと、いうことで、生きた国民経済、そしてその中から出てくる物価問題といふようなものに対する対応

ればならない。

同時にまた、これをどういうふうに切り開いて

いか

いことにつきましては、もつともつと

掘り下げた国民的な理解あるいは国民的な問題の

提起と、それに対する国民的な批判、希望、意見

もつと流动的で総合的でなければならぬ。

そこで、それなら、何も目標がないじゃないかと、どうするんだということが、その次に出てく

るお尋ねだと思いますけれども、私は、現在それなら卸売り物価が、たとえば前年同期比で何%であればどうであるかというような数字をあげて、一つの指標だけで、金融の引き締めを解除する時

期というようなことを申し上げる勇気はございません。同時に、私はこう思いますが、主要

各国が、まあ五、六の国があげられると思いますけれども、同じようなある意味では条件下にそれ

ぞれ問題をかかえ、苦惱しておりますが、主要各

国と非常に似たところがござりますから、まず当面の目標としては、主要各国に比べて卸売り物価も消費者物価も安定している、上がり方がそれら

に比べて激速ではないという状態をつくり出すこ

とが、まず第一のいま目標ではなかろうか、こう

いうふうに考えますので、たとえば本日の閣僚協

議会におきましても、主要国の最近の物価の動向

ということ、これだけであつては私はいけないと思

うのでありますて、もっと短期的には、前月との

比較はどうであるか、あるいは長期的に言えば、

十年間ぐらいの相当長い期間を置いて、その間の

動向について、いろいろと過去の教訓もあるわけ

ありますけれども、現下のよくな状況

においては、そうなつてはまたぐあいが悪いわけ

であつて、一方には国際收支の均衡のある安定と

、それが望ましいわけでございますから、これ

は一つの公式論で、こういうこう指標と、こうい

う指標をかみ合わせて、こうしなければならぬと、

いうだけで、生きた国民経済、そしてその中から

出てくる物価問題といふようなものに対する対応

が主たる相談の対象にならうかと、こういうふう

に考えております。

○戸田菊雄君 いま大臣から御答弁あつたよう

な

の姿勢としては、少し形式理論に過ぎるのではないかと、私は率直にこういうふうに考えておるわけ

でございまして、生きた経済政策といふものは、

もつと流动的で総合的でなければならぬ。

そこで、それなら、何も目標がないじゃないか

と、どうするんだということが、その次に出てく

るお尋ねだと思いますけれども、私は、現在それ

なら卸売り物価が、たとえば前年同期比で何%で

あればどうであるかというような数字をあげて、

一つの指標だけで、金融の引き締めを解除する時

期というようなことを申し上げる勇気はございま

せん。同時に、私はこう思いますが、主要

各国が、まあ五、六の国があげられると思います

けれども、同じようなある意味では条件下にそれ

ぞれ問題をかかえ、苦惱しておりますが、主要各

国と非常に似たところがござりますから、まず當

面の目標としては、主要各国に比べて卸売り物価

も消費者物価も安定している、上がり方がそれら

に比べて激速ではないという状態をつくり出すこ

とが、まず第一のいま目標ではなかろうか、こう

いうふうに考えますので、たとえば本日の閣僚協

議会におきましても、主要国の最近の物価の動向

ということ、これだけであつては私はいけないと思

うのでありますて、もっと短期的には、前月との

比較はどうであるか、あるいは長期的に言えば、

十年間ぐらいの相当長い期間を置いて、その間の

動向について、いろいろと過去の教訓もあるわけ

ありますけれども、現下のよくな状況

においては、そうなつてはまたぐあいが悪いわけ

であつて、一方には国際收支の均衡のある安定と

、それが望ましいわけでございますから、これ

は一つの公式論で、こういうこう指標と、こうい

う指標をかみ合わせて、こうしなければならぬと、

いうだけで、生きた国民経済、そしてその中から

出てくる物価問題といふようなものに対する対応

が主たる相談の対象にならうかと、こういうふう

に考えております。

○戸田菊雄君 そのねらいは、あくまでも物価安

定、こういうところに趣旨を置いていろいろな対

策を打ち、努力をされておるわけですから、

それを問題をかかえ、苦惱しておりますが、主要各

国と非常に似たところがござりますから、まず當

面の目標としては、主要各国に比べて卸売り物価

も消費者物価も安定している、上がり方がそれら

に比べて激速ではないという状態をつくり出すこ

とが、まず第一のいま目標ではなかろうか、こう

いうふうに考えますので、たとえば本日の閣僚協

議会におきましても、主要国の最近の物価の動向

ということ、これだけであつては私はいけないと思

うのでありますて、もっと短期的には、前月との

比較はどうであるか、あるいは長期的に言えば、

十年間ぐらいの相当長い期間を置いて、その間の

動向について、いろいろと過去の教訓もあるわけ

ありますけれども、現下のよくな状況

においては、そうなつてはまたぐあいが悪いわけ

であつて、一方には国際收支の均衡のある安定と

、それが望ましいわけでございますから、これ

は一つの公式論で、こういうこう指標と、こうい

う指標をかみ合わせて、こうしなければならぬと、

いうだけで、生きた国民経済、そしてその中から

出てくる物価問題といふようなものに対する対応

が主たる相談の対象にならうかと、こういうふう

に考えております。

○戸田菊雄君 そのねらいは、あくまでも物価安

定、こういうところに趣旨を置いていろいろな対

策を打ち、努力をされておるわけですから、

それを問題をかかえ、苦惱しておりますが、主要各

国と非常に似たところがござりますから、まず當

面の目標としては、主要各国に比べて卸売り物価

も消費者物価も安定している、上がり方がそれら

に比べて激速ではないという状態をつくり出すこ

とが、まず第一のいま目標ではなかろうか、こう

いうふうに考えますので、たとえば本日の閣僚協

議会におきましても、主要国の最近の物価の動向

ということ、これだけであつては私はいけないと思

うのでありますて、もっと短期的には、前月との

比較はどうであるか、あるいは長期的に言えば、

十年間ぐらいの相当長い期間を置いて、その間の

動向について、いろいろと過去の教訓もあるわけ

ありますけれども、現下のよくな状況

においては、そうなつてはまたぐあいが悪いわけ

であつて、一方には国際收支の均衡のある安定と

、それが望ましいわけでございますから、これ

は一つの公式論で、こういうこう指標と、こうい

う指標をかみ合わせて、こうしなければならぬと、

いうだけで、生きた国民経済、そしてその中から

出てくる物価問題といふようなものに対する対応

が主たる相談の対象にならうかと、こういうふう

に考えております。

○戸田菊雄君 いま大臣から御答弁あつたよう

な

の姿勢としては、少し形式理論に過ぎるのではないかと、私は率直にこういうふうに考えておるわけ

でございまして、生きた経済政策といふものは、

もつと流动的で総合的でなければならない。

そこで、それなら、何も目標がないじゃないか

と、どうするんだということが、その次に出てく

るお尋ねだと思いますけれども、私は、現在それ

なら卸売り物価が、たとえば前年同期比で何%で

あればどうであるかというような数字をあげて、

一つの指標だけで、金融の引き締めを解除する時

期というようなことを申し上げる勇気はございま

せん。同時に、私はこう思いますが、主要

各国が、まあ五、六の国があげられると思います

けれども、同じようなある意味では条件下にそれ

ぞれ問題をかかえ、苦惱しておりますが、主要各

国と非常に似たところがござりますから、まず當

面の目標としては、主要各国に比べて卸売り物価

も消費者物価も安定している、上がり方がそれら

に比べて激速ではないという状態をつくり出すこ

とが、まず第一のいま目標ではなかろうか、こう

いうふうに考えますので、たとえば本日の閣僚協

議会におきましても、主要国の最近の物価の動向

ということ、これだけであつては私はいけないと思

うのでありますて、もっと短期的には、前月との

比較はどうであるか、あるいは長期的に言えば、

十年間ぐらいの相当長い期間を置いて、その間の

動向について、いろいろと過去の教訓もあるわけ

ありますけれども、現下のよくな状況

においては、そうなつてはまたぐあいが悪いわけ

であつて、一方には国際收支の均衡のある安定と

、それが望ましいわけでございますから、これ

は一つの公式論で、こういうこう指標と、こうい

う指標をかみ合わせて、こうしなければならぬと、

いうだけで、生きた国民経済、そしてその中から

出てくる物価問題といふようなものに対する対応

が主たる相談の対象にならうかと、こういうふう

に考えております。

○戸田菊雄君 いま大臣から御答弁あつたよう

な

の姿勢としては、少し形式理論に過ぎるのではないかと、私は率直にこういうふうに考えておるわけ

でございまして、生きた経済政策といふものは、

もつと流动的で総合的でなければならない。

そこで、それなら、何も目標がないじゃないか

と、どうするんだということが、その次に出てく

るお尋ねだと思いますけれども、私は、現在それ

なら卸売り物価が、たとえば前年同期比で何%で

あればどうであるかというような数字をあげて、

一つの指標だけで、金融の引き締めを解除する時

期というようなことを申し上げる勇気はございま

せん。同時に、私はこう思いますが、主要

各国が、まあ五、六の国があげられると思います

けれども、同じようなある意味では条件下にそれ

ぞれ問題をかかえ、苦惱しておりますが、主要各

国と非常に似たところがござりますから、まず當

面の目標としては、主要各国に比べて卸売り物価

も消費者物価も安定している、上がり方がそれら

に比べて激速ではないという状態をつくり出すこ

とが、まず第一のいま目標ではなかろうか、こう

いうふうに考えますので、たとえば本日の閣僚協

議会におきましても、主要国の最近の物価の動向

ということ、これだけであつては私はいけないと思

うのでありますて、もっと短期的には、前月との

比較はどうであるか、あるいは長期的に言えば、

十年間ぐらいの相当長い期間を置いて、その間の

動向について、いろいろと過去の教訓もあるわけ

ありますけれども、現下のよくな状況

においては、そうなつてはまたぐあいが悪いわけ

であつて、一方には国際收支の均衡のある安定と

、それが望ましいわけでございますから、これ

は一つの公式論で、こういうこう指標と、こうい

う指標をかみ合わせて、こうしなければならぬと、

いうだけで、生きた国民経済、そしてその中から

出てくる物価問題といふようなものに対する対応

が主たる相談の対象にならうかと、こういうふう

に考えております。

○戸田菊雄君 いま大臣から御答弁あつたよう

な

の姿勢としては、少し形式理論に過ぎるのではないかと、私は率直にこういうふうに考えておるわけ

内容だらうと思うのですが、ながんずく国際通貨問題に対する調整といいますか、これはやっぱり問題になつてくるのではないだらうかと思うのですが、そこで、田中総理もそういうことを言明をされておる。大蔵大臣も言明されたと思うのですが、いわゆる国際通貨の面の、来週あたりは少なくとも固定相場制は可能だらうと、こういうことを御指摘になつたよう記憶しているのでそれども、そういう見通しでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) 調整可能な固定為替相場が望ましい姿であるということは合意ができておると思います。これは三月以来のC20会議の共同コミュニケに明らかにされているところでございますが、これをどういう形でつくり上げるかということが、三月以来それぞれの当局が苦心して検討していることであり、その間においては、いわゆる蔵相代理会議が相当ひんぱんに行なわれております。これを取りまとめた、合意された部分もあるし、あるいは議事録的にしかまとめ得ないこともございましょうが、そういうことが、今回のC20蔵相会議に対して、代理会議の取りまとめが報告される、その報告をもとに、閣僚レベルでこれを検討する。そしてその結果が、IMF総会に二十カ国を代表した者から報告をす。こういう段取りになつておるわけであります。同時に、複雑なむずかしい問題でござりますから、おおよそその時間的なターゲットというか、目標としては、一九七四年、すなわち明年の定時IMF総会のときには、いわゆる法律用語をもつてするところの規約、憲章というものが、取りまとめられるよう国際的作業を推進していくことうといふことも、大体合意をされておると思います。私は思いますけれども、そういう点がこの二十三日からの会議においてさらに明確になることを期待して努力をいたしたいと、こういう状況でございます。

○戸田菊雄君 その大臣がいま指摘をされました法律的規約、憲章、この制定に立ち向かう、一年後、一九七四年、こういうことです。具体的にはやはり固定相場制復帰ということ、そういう形になるのでしょうか。もしなるとすれば、その間のいろいろ国際通貨調整の条件ですね、どういう条件がそろつたら、大体そういう固定相場制復帰の大本に行くのか、その辺の条件なり日安というものがあれば示していただきたいと思うのですが。

それからもう一つは、いまやつぱり国際通貨、これ金本位制から離脱をして、さらに世界各国見てもドルも基軸通貨になり得ない、こういうやっぱり不信頼から今日の情勢を招いていると思うのです。そういうものが近い将来、一年の間に基軸通貨になり得るような状況がはたして来るのかどうか、この辺の見通しも一つあると思うのです。いまこれは、私が再々過去何回か指摘をした点であります。どう見てもいまブロック通貨團体制に行っているのじやないだろうか。一つはEC、一つはドル体制といいますか、もう一つは元等を中心とした、こういったものに行かざるを得ない、そういう状況に大体走りつつあるのじやないだろうかといふに考へるのですけれども、この見解は間違つておりますか、いかがでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、終局のところは、日本政府が当初から主張しておりますように、ワントーランド・エコノミーということが理想であると思います。つまり世界の三十七億の人たちが一つの、みんなの合意のもとにでき上がった通貨体制のもとで、それぞれの経済的な福祉が向上していくことが終局の目標でなければならぬ。イデオロギーを越えて、そういう考え方方がわれわれ人類の目標であるということは、従来の、少なくとも今年初頭以来の国際通貨問題においての終始一貫したしかも、公にこれを公表した態度で臨んでおるのは日本政府だけであると思います。私はそれであくまで進みたいと思ひます。同時に、国際通貨問題というよくなも

のは、理想だけを言つても、いつまでも論議だおれになりますから、いわゆるワーカブルな、実行可能な、そしてきめたならば、誠実にそれが守られるような体制でなければならない。きわめになるのでしようか。もしなるとすれば、その間のいろいろな条件ですね、どういう条件がそろつたら、大体そういう固定相場制復帰の大本に行くのか、その辺の条件なり日安というものがあれば示していただきたいと思うのですが。それから現実的な案をまとめていかなければならぬ。そういう点から申しますれば、現にあるものはIMF体制だ。これにはまだ入っていない国もある。これは、それ相手の成果もあげてきたと私は思いますけれども、引き上がって、世界の相当部分にこれが行なわれておるようなどころに、いままで参加していないところも、私は参加するようなかつこうに早くなつたらいのではなかろうかと、それを望んでいきたいと思います。それから現実的にその実行可能な方法ということになりますと、ぐつとこれは問題は具体的になつてまいります。そこで、一番片づけていかなければならぬ最大の問題は、要するに、国際収支の調整過程におけるやり方をどうするかということ、それから、現在で申せば、ドルが一つの基準通貨としての役割を果たしてまいりましたなつかな複雑であります。IMF体制の中においては、金が通貨としての基準であると、こういふふうな考え方方というものはもはや消えつゝあることは、確かに現状に對して、いわゆる交換性の問題となること、この国際間の資産交換をどういうふうにするか、これはしばしば、日本におきましても、日本としても大きな問題ですから、こまかい論議も展開されておるわけございますが、そういう点を頭に置いて、この交換性の問題といふものを、日本政府が当初から主張しておりますように、ワントーランド・エコノミーといふふうに見受けられます。それが、ドルはもはや唯一の基準通貨ではありません、この認識が正しいと思います。いわばも、客観的にそういうふうに見受けられます。それから、ドルはもはや唯一の基準通貨ではあり得ない、こういう認識が正しいと思います。こうしたIMF体制の中では、アメリカあるいはドルというものは先生であった、教壇の上に立つてゐた一人の先生であつた、しかし、現在は、多くの国々の中で、従来は生徒であつたが、その列の中に入ってきた、あるいは級長であるかもしまらない、副級長くらいの力はあるかもしれません、とにかくもはや先生ではあり得なくなつた、これは自他ともに許すところではないかと思います。

こういう状態を踏まえて考えれば、やはりSDRあるいはこれにかかるようなもののが中心になつて、そしてこれを主要通貨がサポートするというか、リンクするというか、SDRの価値というものを万人が認め得るような形できめまして、それぞれ相当の違つた意見があります。複雑でござ

してこれを中心にして、いま申しましたような基本的な国際収支の調整と、それから交換性といふようなこととの考え方方が、まず前提としてきまつておれば、これがいわゆるワーカブル、実行可能な動き方をするわけでありますし、したがって、またSDRというものが、特別引出権というようやくなもののが略語でSDRと言われているわけですから、そういう考え方になつてくれは、SDRといふものの価値というものをどういう形できめるか、そしてそれが中心で動くということになつてくれば、当然名前も変えなければならないといふのが日本の主張でございます。したがつて、SDRの名前については數十といつていいくらいの各國が考え方が出てきているというふうなこと、これはしかむしろ第二義的な問題だと私は思ひます。SDRの実体がまさきめられなければならぬい、それにふさわしいような名前がつけられなければならぬ、そういう意味で日本も提案しているわけでござりますけれども、こういったような点で、現在の参加国が合意ができ、そして相應わんば、これに対しても入っていないところも快く入つてくるようになると、こうなれば、そのいわゆるワントーワールドという主張や理想が、漸次非常な成果を発揮するようになります。人の幸福である、私はかよつて考えるわけであります。

以外はいまのところ明らかにわかりません。非常に膨大な資料が相当収録をされるわけでありますので、どういう具体的な構想が持たれているのか、この構想があれば——当然この評価されるほどの、いろいろと論議をされたわけですから、私はあるんだろうと思いますが、この内容について発表できればひとつ大臣から御説明いただきたい。

○國務大臣（愛知揆一君） ガットの会議につきましては、取り上げられた問題、それから内容、これは必ずいぶん詳しい東京宣言に盛り込まれておりますから、まだお手元に配付しておらなかつたといたしますならば早急に……、いわゆる東京宣言と言われることになつたわけでござりますが、満場一致で参加百二カ国で採択されましたこの宣言をお読み取りいただきたいと思います。

で、率直に申しますと、この中で一番問題になりましたのは第七項でございます。と申しますのは、第七項で、通商の問題と、それから現にIMFの土俵の上で論議されている国際通貨の問題と、その関連性をどういうふうに考えるべきか、そしてこの取り扱いをどうすべきかということが、この宣言の上にあらわれているところでは第七項でございますけれども、文章そのものというよりは、むしろ考え方の問題がかなり議論が活発であつた点でございます。それから、同様その第七項に触れられておりますけれども、開発途上国の扱いということ、これも同様といいますから、相当大きな論議の対象でございました。で、この二つの問題は、それぞれ日本としても非常に強い関心を持つておるところでござりますから、実はジュネーブにおけるガットの準備会議でこの草案が検討されましたときに、この二点は残つたわけをございまして、東京にてこの二つの問題が特に大きく取り上げられたわけでござります。

〔理事土屋義彦君退席、委員長着席〕

で、日本といたしましては、実はA案、B案といふ二つの日本案を用意いたしまして、それぞれの関係国との間に個別的に話合いをし、あるいは集団的な協議をして、相当骨が折れましたけれども、

終局的にはそれぞれが日本案のB案というものを
中心にして、そして最初は対立しておりました一
方の意見、他方の意見というものを、橋渡し役に
なりまして調整をいたしまして、最後はもうほん
のわずかな二、三語の表現というところで、最後
のところは最も強い意見を持っていましたところ同士
に話し合いをしてもらつて、しかも、これでまと
まるということにおせん立てをして、終局的にこ
れが解決をいたしました。同時に、開発途上国に
関する部分につきましても、大体同じようなプロ
セスを踏んで最終的にまとまりまして、まあほつ
としたよつた次第でござります。

その経緯は、そういうふうなことなんでありま
すけれども、内容と今後でございますが、まず内
容といいたしましては、ある立場をとる国々は、通
貨の問題についてもう少し切れ味のよいと、いう
か、歯切れのよいコンセンサスがつくれるはずだ
と、それがもう少し具体的な見通しがなければ、
通商問題についていろいろやつても効果はないで、これ
はないかという意見であるわけですし、それから
一方は、そう言つても、通貨問題がそんなに歯切
れのいい解決が早急に出るはずはないので、これ
はひとつガットの土俵における通商問題もどんど
ん進めて、それと両々相まっていくべきではない
かという、せんじ詰めてみればそういうふうな意
見の相違であると、こういうふうに御理解いただ
いていいのではなかろうかと思ひますが、今まで
りました考え方は、いわば車のこれは両輪である
と、双方とも一緒に馬力をかけてやろうと、そう
して先ほど通貨のほうについて言えど、今まで
出している話も、来年のIMF総会のときには何と
かという機運があるし、一方ガットのほうは、一
九七六年ということが一つのタイムターゲットと
しても話に出ているわけでござりますから、双方
の状況を見合いでやらやつていきましょうという
ことに落ちついたということであるわけでござい
ます。したがつて、日本といたしましても、ガッ
トの場においても、それからIMFの土俵の上に
おいても、これからもできるだけの努力を一そ

励まなければならぬと思いますが、なかなかこれが国際的な、それぞれ内政問題もかかえておりますから、私は、そう簡単に樂観的に終点を予想するわけにはまいりませんし、そこに言及するだけの私も度胸はございません。実情及び私の見た現状を御説明いたすにとどめたいと思います。
それから、新国際ラウンド 東京ラウンドとも言えるよくな状況だが、何をやるのかと。これは今後、過去におけるケネディラウンドでもそうでございましたが、工業製品五〇%一率引き下げということができ上がるまでには、まずケネディラウンドという宣言というか、ドアが開かれ、それからジュネーブその他で非常に努力が各国間で重ねられて、正確な年数は覚えておりませんが、相当の年をかけて結論が出たわけです。したがって、このよきラウンドをつくろうということことで、各国の努力が、これからドアが東京で開かれ、この相談に入るわけでございます。したがつて、その結論がどうなるかということはこれから問題であつて、にわかに予断することはできません。日本といたしましては、おもな点について若干申し上げますと、これはそういう状況ですから、日本政府がこういう見解であるということまでは、相談ごとですから、いまの段階で申し上げられませんが、私としては、従来の経緯あるいは将来的の理想から言いましても、関税はなくすべきものだと思います。

それから、したがつて、そういうことを頭に描きながら、方法論としては、いわゆる一律引き上げということもありましょう。一括引き下げということもございましょう。実質的関税というものがなくなるような方向に向かつて、段階的に各國の意見がまとまるような努力をしていくべきものであると、私はこう考えております。

同時に、関税のほうがそういうふうな考え方でまいりますと、非関税障壁というものが相対的に非常に大きな比重を占めてまいりますから、非関

税障壁についても、同様にこれは撤廃するという方向にいくべきものであって、そういう方向に日本としては態度を腹に入れながら、具体的な相談に乗っていくべきものではないかと、こういうふうに考えるわけです。

それから、セーフガードの問題というようなものも大きな問題であります。これはやはり各國がいろいろの意見を持つておると思いますが、私は、セーフガードというものは、多角的に取り上げられるべきものである。多角的に自由に取り上げらるべきものであるが、これを乱用されることになつてはたいへんなことになる。そこが重点であると思いますから、そこをしつかり胸に置いて、セーフガードの問題については対処してまいらなければならぬと思います。

それから、開発途上国等の関係では、特惠の問題が大きくなるわけございます。これらにつきましても、日本のこの日本らしい立場において、特惠問題につきましても、しかつとした態度で進むべきものではないかと、こういうふうに考えるわけでござります。

それ以外にもいろいろ問題ございますが、あまり長くなりますが、基本的な私の考え方としては、そういう方向でガットにこれからも、相当の年月かかると思いますけれども、変わらざる日本としては努力をするべきものであると、かよつに存ずる次第でござります。

○戸田雄雄君 ありがとうございました。

それで、時間がありませんから、一括三点について最後に御質問をして終わりたいと思うんですが、その第一点は、四十九年度の予算編成問題ですけれども、二日ほど前に、相澤次官が日経連の皆さんと懇談会を開きました。これによりますと、四十九年度の予算総額は十七兆円をこすんじやないかと、公債発行は削減いたしましょ、こういうことになつたまゝであります。若干新聞等で報道されておりますと、大体所得減総理や大臣の言明等伺いますと、大体所得減

税大幅一兆円見当ひとつ減税をしていく、こういう構想で十七兆円こす予算編成ということになりますと、歳入面はどうしても私は、無理がくるような気がするんですが、その一つは、大幅所得減税一兆円見当、この減税をやる。そうすると二面で、やはり増税という体制がとられなければいけないと思うんですね。現行よりも約三兆円見当オーバーしていくわけですから、この財源をどうしても税収に、何割を求めるかは別にいたしまして、いずれにしても求めなければいけない。こういうことになりますと、その辺の税収体制について多くの検討を要すると思いますが、一つは、この歳入部面の大額減税について、今までいろいろと示唆された内容によりますと、課税最低限でおおむね処理をしようということですが、税率緩和の方策もとっていく、この辺が一つ焦点になる。この辺の見解。

それからもう一つは、増税体制についてどういふものが考えられるか、そういう内容について、おおむね想定されるものがあれば、ひとつお示しを願いたいと思うわけです。

それから歳出問題ですね。政府の目玉商品は一体何があるかですね、これがあれば具体的にお示しをいただきたい。

それから通行税の問題ですけれども、これは歴代大蔵大臣に、国鉄運賃の値上げのたびに私はいろいろと質問をいたしまして、そのたびに福田太蔵大臣も水田太蔵大臣も、十分意見をしんしゃくし検討いたしますと、しかし、今日まで明快な検討の結果の回答が何にもなされていないのですね。私は、少なくとも、原則的には費調達の手段として通行税等が設置をされたのですが、その目的が失われたんじゃないのか。四十九年度の税収体制を見ますと二十八億円見当、こういう話ですから、額にすればそう大きいことはないのですが、うだと思うのです。検討ではやかされて、八年も

九年もやってこられ、どうもこっちも、いつ明快な検討内容が出てくるのかわかりません。ですから、その辺ははつきり、現段階ではそれはできませんならできませんでけつこうです。

それからもう一つは、大体重量税なんかも、目的税として制度化されて、自動車の使つ道路等に対しても幾ばくかの環元体制がとられた。もちろん国鉄にも一部いつておりますけれども、そういうように税制制度からいつても、内容を聞きますとサービス課税だと、こう言うのです。きわめて抽象的なんですね。具体的にサービス課税というのはどういうのか、それは国鉄運賃制度からいえば、料金制度があつて、寝台使用の場合には、そのシートとかなんかという洗たく代とか、サービスと目されるものはそれなりに手当をてしているわけなんですかね、はたしてこのサービス課税という抽象的な目標で、いまの制度の維持ということについて若干私は疑問を持つのです。そういう意味合いでにおいて、この通行税の、從来ずっと論議をされできましたから、あえて私は詳しい論議はしませんけれども、端的にいまの二点の問題についてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○国務大臣(愛知接一君) 第一の問題は、大きな問題でございますが、御質問がございましたから、ちよと時間がかかりますけれども、お許しをいただきました、大体の状況を御説明いたしたいと思います。

八月三十一日に締め切りまして、各省の概算要求を取りまとめました。その結果は十七兆をこしておりますし、財投のごときは十一兆、昨年に比べて七・二%の増、こういう概算の要求が出たわけでございます。ところが一般会計の概算の要求は二・五%の増加になつております、今年の当初予算に比べますと、しかし、これは食管が抜けております。したがつて、食管を今年度予算から抜いて、それから概算も出ておりませんから、これを受けますと二・五・五%の増加になつておりますので、そういうところから十七兆をこすというこ

いりますけれども、現行税制をもつてまいりますれば、今年を基準にすれば、相当の増収ということになると思いますので、これは私は前々から申し上げておりますように、所得税の大幅な減税はぜひ実行したいと、また実行しなければいかぬとかのように考えておるわけでございます。

特定財源の充足率が、まあ現在では九割前後でございますか、とてもそこまでまいりぬという関係もございまして、あるいはそういう税目の税率を若干引き上げるということは、政府として考えざるを得ないかもしれません。しかしこれは、財政政策の問題ももちろんでございますけれども、交

通政策と申しましようか、そういう点にも非常な
関係が深い問題でございますから、なお、政府部
内でも十分時間をかけてやつてまいりたいと思いま
す。

関係だけでも、一兆円以上の当然増的な経費を予想しなければならない。これは概算要求のものと重複したり、入り組んだりしておりますから、たゞ単にその上にプラスして申し上げるというわけではございませんけれども、かりにそういう単純算術をやりますと、これはもうたいへんな額になら

りますので、これはひとつ財政当局をいたしましても、既定経費等に相当の大なたをふるつて、そしてすでにお約束をし展開している福社関係予算などの当然増は、当然これを見ていかなければならぬ。それから、さらに新しい施策も考えていかなければなりませんことは当然でございますが、同時に、相当の減税もいたしまして、それから、公債の発行もできれば今年度の依存率よりは低くいたしまして、予算の規模は、できるだけ抑え目に編成をいたしたい。しかし、その範囲内で、所得税の減税は必ず実行できるし、またしなければならない。この自然增收が相当予想されるようになると、当然これはいたし、また公債もある程度減額をするようにして、こう思いますが、十分できます。というのは、法人税の増徴で、そのギヤップを埋めたいと思います。

しますか、その間においてのくふうについては、いま税制調査会でもいろいろの御論議をいただいておりますが、今日また的確に申し上げるところまではいっておりません。

それから、今日のこの御提案いたしております問題ですが、これはやっぱりB寝台なんでありまして、まあB寝台を利用されるという方々については非課税にいたしまして、従来からの考え方を踏襲して、そして手続的には、これまで千六百円でありますたのを、政令に譲ることにした方が、現行と違うだけでございまして、趣旨においては、私は現在においてはこのやり方というものが一番適切かと考えているわけでございます。まあ前にいろいろ政府が申し上げたこともありますけれども、現在の時点におきましては、政府としては、これが適當であるということ

○成瀬幡治君　あと十分しか時間がございません。
で、御提案している次第でございます。
から……。

○成瀬幡治君　まあ数字は、検討しておみえにしなつても、言えないかもしませんが、はすればかもしれません、私が聞きたい点は、あなたたちは鎮静するという大体見通しだとおっしゃる。ところが、かりに八月末の傾向からそれを判断したくなど、もう間もなく八月末の数字は出てくると思ういますが、九月にきたときに、また上がってきたら

きてると思ひます。で、こういつた計表や指数を幾ら論議をしてみても、現実に主婦が買いたいものをする買ひものかこの中が下がらなければ、これは心理的な効果とは言えませんけれども、こういふような状況にこの三、四月ごろから八月までの傾向が出てきている、ということは、私は必ずこの日常の買ひものの上にあらわれてくるの

が、十、十一、十二月の大体物価——卸ですね、その後の上昇をどのくらいに大体踏まえておみえになるのですか。全然ないというわけじゃないと思います。どのくらいに、こういままで緊急対策、金融引き締め、いろんなことをやってきた、結果としてどのくらいのものだというふうに、大体予測をしておみえになるのかお答え願いたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) これは、卸売り物価と消費者物価と両方ございますが、先ほどもちょっと申しましたように、ちょうどこの八月の末ぐらいいが、一つの新しい何かこの傾向があらわれてきただかに思われる点がございますが、政府全体としては、前月に比べて、まず消費者物価の上がり方を、当面の問題としては、前月比が少しでも低下することを望んでいただきたい。

それから、卸売り物価のほうにつきましては、海外物価の高騰というものが相当決定的な要因でございますが、たとえばロイター指數というようなものも注視しておりますが、世界的な市況にやはり若干の鎮静の傾向が見えているようでございまますから、卸売り物価につきましても、今までのような急激な高騰が続くということはなかろうなとかと期待しておるわけであります。ただ、これをおりませんわけで、先ほど申しましたように、抽象的でありますけれども、海外の状況をにらんで、そこまでにはいがないよつにといふことを、当面の目標にしておるというよつな次第でございま

いやどうだというようなときには、さらにこの上に、どういうようなことを、まあ原因是国債とか、あるいは需給ギャップだとか、あるいはインフレマインドとか、いろんな理屈はございますが、何の手を次に打とうと考えておみえになるか。どうにもならぬ、計画は三分の一ぐらいしかできない、三分の一の二ぐらいしかできないとか、たいへんにみんな物価には迷惑をしております。特に生活は、給料もこれだけ上がったけれども、物価のほうが上回つちゃっておる、どうにもならぬと、こういうのが国民一般の感じなんですかね。ですから、物価に対してどういうそれじや——いま政府が発表した、だけれども、それでもなお期待がないと、それに今度は何をやるんだといつことが、私は検討されておつてしかるべきだと考えますが、いかがでしよう。

○國務大臣(愛知揆一君) それはおつしやるとおり、もう特にいまは感覚的に上がる上がるという心理状態が、まだ残っているようございますから、これをまず目に見えて下がる状況をつくり上げなければならない、これがもう一番問題だと思いますが、ちょうど、先ほど来申し上げておりますように、私どもが検討しておりますごく新しい指標で見ましても、たとえば季節的な商品を除きました総合指数を見てみると、前月に比べて、三月ごろからずっとこう下がった傾向が顕著に出ております。もちろん季節的な商品を省いておりますから、たとえばこれから季節的な関係で野菜の出回りが悪いということになれば、またこれがちょっと変わってくるかもしれませんけれども、こうした傾向というものは、やはり私どもとしては、かなり累次の政策の効果があらわれて

ではなかろうかと思ひます。

それから、これは指標にあらわれませんけれども、土地の問題にいたしましても、累次の土地融資の抑制、あるいはこれから実施される税制等から見まして、最近ある程度の出ものが出てきたということともよく言われるわけでございます。それから、先ほど来申し上げておりますが、海外のロイター商品相場指数も、八月の中旬から騰勢がちょっととまっているのです。こういうことは、やはり多少の時間的なラグがあるかもしれないけれども、私は、財政、金融の措置としては、当面のところは総仕上げをしたつもりでございまして、たとえば財政の繰り延べにしても、本来はほんとうにやりたくないことであります。同時に、現に各地方等からも、小学校とか、下水道だとか、環境整備施設などは、何とか繰り延べないでやつてほしいという要請が次々ときておりますが、単価のは是正を若干やりながら、そういうふなところは、「一兆円の繰り延べの中からなるべくはずして、そして大規模な公共事業のほうに重点を置いていく」というやり方をやっているわけですが、もうこれ、物価といえば財政、金融とこう言われる局にもお願いをしているわけでございまして、物価問題というと、一番初めに財政、それから公定歩合引き上げというのがいつでも出てくる、この考え方というのは、あまり今後は実態に沿わないのではないかといふのがいいのかどうか、それを切に關係当局にもお願いをしていくわけですが、これは実は、御案内のように、四十八年度予算では相当多額の予算が計上されており開いていくこと、それから、個別的に生鮮食料あるいは牛、豚というようなものの輸入の促進、冷蔵の整備と、これらは実は、御案内のように、

うにしていただきたいというのが、私ども財政当局から見ますと、切なるこれは希望なんであります。これがようやくと申しますか、各方面の関心を深くして、これが動き出してきた、したがって、くどいようでございますが、最近の物価問題の閣僚協議会などは、財政、金融というようななことがあまり出なくなりまして、むしろ即物的な対策について協力をもつとどんどん進めなければならぬ、こういう空気が非常に強くなりましたことを、私は一面で喜んでいるよくな次第でございます。

○成瀬暢治君　需給ギャップということになつてまいりますと、たとえば、いまセメントなり鉄などについては、過去に設備投資を抑制することによって需給ギャップが出てきました、あなたの片つ方で言えれば、総需要抑制の中で、民間設備投資を個別的に押える、いろいろなことで個別行政で押える。ところが片方じや、そういうもので民間設備投資を結局進めなきやならぬというようなジレンマがあると私は思うのです。そこら辺の総需要抑制と、それとのバランスをどうしてやるかというのが非常に大きな問題だ、あなたの立場に立つてものを言つていくと。ですから、そういうことはほんとうにできますか、この業界はこうなんだから認めますと、こつちはどうというよつた、そういう行政指導といふものによつて操作することができぬじゃないかと思つてゐるのですが、どうなんですか。たとえば鉄鋼が、この間までは不況カルテルを認めておいて、それが今度値上がりで、ばく大な利益を計上するなんていう、全くばかげたことが政治の上でも行なわれておるということについて、もつとお互ひが反省をしてかつていかなくちやならぬ問題だと思っておりますが、どうも話を聞いてみると、もう金融、財政の手を打つて総仕上げ、やることがなくなつた、今度は個別だ、個別へ入つてくると、どうも話がおかしいところへいつてしまふといふものの考え方を私は持っておりますが、いかがなものですか。

るいは地方的にいろいろの問題がございますれば、どういう方面からでも御様子を伺つて遅滞なく対処したい、こういうふうに思つておる次第であります。

○成瀬幡治君 もつといろんないまの答弁に對しては反論が、逐一末端価格等から例をとつて反論したいですけれども、時間がないからもうやめますけれども、最後に一言だけ。

一般会計を、大体十七兆四千八百七十九億という数字が出ておりますが、これはまだベースアップその他の問題が入つておりますが、そうしますと、どうしても十八兆前後にいつちまとと思いますけれども、一体このいま出そろつておるのを、経費合理化いろんなことをやつてあなたは落としたいということをおっしゃいましたが、一体押えるのは——いま出ておるこの数字よりもふえるというのが大体予想なんです、大方の。また、当然増になつてくると、だれでも考えておる。そこであなたは、この数字をめどとして、下の予算を組むことができるかどうか、これが一つ。

・それからもう一つは、補正予算等は、いまおっしゃつておるのを聞いておりますと、大体五千億前後の補正予算になるよう私は受け取りましたか、まだちょっと早過ぎるんじゃないかということもあるかもしませんけれども、組まんとしておる補正予算は、どのくらいの大体規模になるのか。どこら辺で——これは当然、何と申しますか、支出増になると思うわけですが、どのくらいになりますのか。その概算の数字をお答え願いたいと思います。

○國務大臣(愛知接一君) 来年度予算の規模は、これから来年度の経済見通し、G.N.P.が中心に置かれるわけですけれども、これの見通し、それから、国民经济の中における政府としての財貨サービスの購入の度合いとか、いろいろの角度から実体的に詰めて考えていく、これが一つのワクであると思いますが、それから同時に、財政需要をどういふうに切り盛りして抑え得るか、伸びるべきところは伸ばすことが、どうくらの限界でで

きるであろうかということと、それから、歳入面で先ほど申しましたように、現行制度でいつたならば、どのくらいの伸びが予想されるか、それをしたがつて、できるだけ国民に還元するためには、大幅な減税はどれだけしなければむしろならないというふうに問題を設定する。それから、公債の依存度は、今年も、先ほど申しましたように、若干は減らしたいと思いますし、それができると思つております。これができるかどうかということで、ここに苦心の存するところがござりますけれども、概算要求の数字は、先ほども申し上げましたように、この両方の要請をかみ合わせて、若干の規模の増大、ことしに比べれば、これは当然だと思ひますけれども、十何兆がいいか、あるいは何%増ならないかというところまではまだ申し上げられません。

それから、次に、補正の問題でございますが、これは先ほど率直に、いま私の胸算用を申し上げた確定的な数字であつて、五千億というようなことよりは、相當上回ることにならうかと想像いたすわけでございます。これは財政需要の面から申しまして、ほぼ既定のものが相当出てまいりましたから。そういうふうに御了承いただきたいと思ひます。

○鈴木一弘君 大蔵大臣に、八月二十三日に、私が政府に對して、経済、財政運営の質問主意書を出しました。その答弁を九月四日にいただいたのでありますけれども、ちょっとと納得のできない点が、ありますので、そういう点で大蔵大臣に、経済、特に、財政運営の最高責任者でもありますので、若干お伺いをしたいと思うのですが、わが国

の現在の経済状況について、どう把握しているか、この政府の把握の状況を、私は質問で伺つたのですが、その答弁の中で、卸売り物価と消費者物価、

この両方に對して、一方は根強い実需の増大、海外素材高を背景の騰勢、一方は卸売り物価が上がつたから、消費者物価が上がつて、という二つのことを述べているわけです。こついう点から見ますと、これは、政府自身として、インフレーションと認めなければならぬような状態であります。その点はちょっと矛盾があるようなんですが、それでも、はたしてはつきりとインフレーションといることで受けとめているのかどうか、そのところを伺いたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) ことばの問題あるいは

インフレーションという定義の問題にもかかわりますけれども、私は、現在日本がインフレーションであるとは考えておりません。というのは、イ

ンフレーションということは、たとえば失業もた

くさん出ている、そして食べるものもない、そし

て毎日毎日が不換紙幣を発行しなければやつてい

けないというような状況のことを言うのではない

かと、きわめて常識的にはさように考えておりま

すけれども、現在の日本は、完全雇用であり、そ

して先ほど申しましたように、物の需給というこ

とからいえば、十分これはマクロ的には心配はな

い、いろいろの原因が錯綜して相当急激な物価上

昇が行なわれておる、あるいは仮需要が行なわれ

ておる。その事実に対しても総合的な、あるいは具

体的な対策が行なわれて、相当の時日はかかりま

す。その点で、少しでも修正ということを経企

庁が大きく狂つてくれれば、財政運営のあり方も変

わってくるというのは当然だらうと思います。見

通し全部を改定するというのには困難ならば、若干

でも暫定の指標をつくるなりして改定して、そ

して緊急の経済運営というものをはつきりと課題

として出すべきではないかということを言つたわ

けなんありますが、答弁をいただいてないわけ

であります。これは経企庁のはうかもしませ

んけれども、全体の財政運営の問題となれば、や

はり大蔵大臣の決定する点、影響がものすごく大

きいわけでありますので、その点についてどうお

考えになつておられるか、伺いたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、もうすでに四十

九年度のいろいろの計画に取り組みつつあるわけ

でございまして、いずれ、ただいまも言及いたし

たわけでございますが、予算の、たとえば規模や

性格等をきめてまいりますためには、来年度の經

済見通しというものが当然その背景になければな

らない、そういう意味で、来年度の経済見通しと

いうものについては、当然企画庁におかれてもいろ

いろ苦心をされているところと思います。

さて、それ以前に年度中にどうかといふことに

ついては、これはまだ企画庁のほうとも御相談を

しておりませんけれども、したがつて、企画庁の

ほうからお考えをいただくことがよろしいかと思

いますけれども、あるいは必要に応じて見直す点、

あるいは注意すべき点といふようなことについて

御説明があろうかと思いますので、一応そのほう

からの説明を聞いていただきたいと思います。

○鈴木一弘君 これは当然大臣としてはそういう

ことになるだろうと思ひますけれども、財政運営

の責任者として、いままでのような物価の行き方

で、これでどうなんだろう、企画庁のほうから改

定云々ということがなくとも、これでは今後の財

政に与える影響も大きい、たとえば見通し自体が

大きくなれば、基盤も変わつ

てしまひますので、そうすると財政そのものが大きくなればならないということになります。

その点で、少しでも修正ということを企画庁

のほうへ御要求をなさるというような気持ちはございませんか。その点のことを探伺つておるわけ

なんです。

○國務大臣(愛知揆一君) 現在の時点で、直ちに

修正を大蔵省として要求するという立場はとつて

おりません。むしろ、別に企画庁としては、やは

り当面物価の抑制ということを使命としておられ

るので、その点についてできるだけの協力をする

という、非常に具体的かつ切迫したような気持ち

で大蔵省としては対処しておるわけございまし

て、こちらから積極的に経済見通しを修正その他

してもらいたいという態度は、いまどつております

せん。

○鈴木一弘君 わかりました。

その次に、物価安定対策の問題で、金融引き

締めの効果の問題、この答弁もいただいたわけ

ありますけれども、今後總需要の抑制に十分な効

果を發揮していくだろう、こういう答弁になつて

おります。そこで、ちょっと伺いたいんですけれ

ども、今まで何度も何度も總需要を押さえようと

いうことで、金融引き締めの問題が出てきた、と

ころが、十分な効果がなかつた、また、さらによ

うことになつてきたわけありますけれども、

これは経済の実体面に効果があらわれるのは一体

いつごろとお考えなんですか。この前のときの、
ここで参考人として、日銀の方から伺ったとき
は、ぱつぱつあらわれているというような話が
ちよつとあつたわけでありますけれども、まだ確
定的なものではないよう思われたんです。その
点は、大臣は一体いつごろ効果があらわれるとい
うふうに思われるのか。それが一つと、質問もあつ
たかもしませんけれども、その場合ちよつと
オーバーキルというような心配が今後出てこない
かどうか、その点もひとつ伺いたいと思います。
○国務大臣(愛知揆一君) 時期の見通しは、皆さ
んがよく言われることですけれども、巨大なるタ
ンカーのごとき日本経済のことですから、切りか
えてもすぐには効果が発揮できない、やはり過去
の例その他から申しましても、数カ月はかかるで
あるうと考えております。しかし、先ほど申申し
上げておりますように、ある程度もはや効果は出
てきたと、私としてはそういう認識をいたしてお
ります。そして、これが計数の上にもぱつぱあ
らわれるようになつてきました。先ほどもお示しいた
しましたように、物価の、たとえば本日の検討い
たしました資料で見ましても、わざかながらはば
底をつきつあるかなという感じが出てきたの
は、やはり金融政策の転換ということからいえば、
四回か五回になりますし、それから財政関係でも
二度、三度にわたってやつておりますので、やは
りこういう効果は、四月以来半年近くの時日は經
過いたしましたが、こういうふうに出てきたとい
うふうに認識しております。

それから、中小企業その他に不況倒産というよ
うなことが、特に、黒字倒産というようなことが
出でこないようということは、一番の关心事で
ございますから、これらの点については、金融財
政上の措置は十分配慮してやつておりますし、さ
らに今後ににおいても機動的にやつてまいりた
いと、こういうふうに思つておる次第でございます。
○鈴木一弘君 いま一つは、この前、予算委員会
の席上で、私が政府に対しての質問で、景気過熱
の危険を非常に心配をして指摘をして、道路、港

湾、産業基盤、こういうものを、つまり国民生活とは直接関係の薄いものについて、公共事業費の繰り延べということを主張した。そのときに政府は、年度内調整でという話をすつとしてこちらにわかれでありますけれども、今回繰り延べということになると、若干あるけれどもできてくると、これは明らかに、今までの政府の経済政策としては大きな失敗になつたということではないかと、その点が一つの、やはりすべての財政の基盤というのもすっかり変わつてしまつたというふうにわれわれは考えざるを得ないんすけれども、この点、率直に政府としては失敗という点を認めるのかどうかですね、その点はいかがでござりますか。

○國務大臣(愛知揆一君)まあこれは失敗であると申し上げることを御期待かもしませんけれども、政府としては失敗とは考えておりません。

○鈴木一弘君 それから、繰り延べでございますけれども、これはやはり財政の機動的な運営の一つでございまして、これは閣議の決定におきましても、情勢が安定することを期待してやつておることでござりますから、年度末までまだ相当の時間もございますし、これは繰り延べを解除することも考えております。

○鈴木一弘君 最後に、財政運営の問題ですが、四十八年度の租税收入が非常に好調で、このままいけば、おそらく年度内自然増収が史上最高、一兆円をこえるだろうと、こういうようによ想されてたんですねが、それに対しての政府の答弁書の中では、增收の具体的な額をいまで出すことは非常に困難であるというふうに言われておりますけれども、具体的でなくとも、大体の推定で一体どれくらいというふうに――これは長年の御経験からも十分わかるわけで、どう見ても今回はかなりの金額になりそうであるということがもうはつきりしてきています。

それからいま一つは、そういうような自然増収があるとなれば、この使い方について当然考えなきやならない。たとえば所得税の年度内減税ということですが、これは考えていないということでもうはつきりしてきています。

すけれども、じや来年度は——いままでのところでは所得税については大きな期待ができないような感じがあるんでありますけれども、はたして明年度については、かなりの所得税減税というの期待ができるのか、こういう大きな自然増収があるだけに、どういうふうに扱われようとしているのか、その二つの点についてお伺いいたします。

○國務大臣(愛知揆一君) 前段は、自然増収の数字を的確に申し上げることは困難でございますけれども、一兆円こえるかもしません。

それから、その場合、しかし同時に、年度内にすでに予想されまする需要のほうを申しましても、給与、米価その他相当ござりますから、先ほど率直にお答えいたしましたように、年度内に補正をいすれお願いしなければならないと思いますが、その規模は、五千億を相当上回ると思います。したがいまして、一方自然増収も例のないほど多いと思われますが、需要もまたなかなかのものでございまして、これで補正の財源にすると同時に、やはり考え方いろいろございましょうけれども、財政法等の趣旨に基づきまして、さような場合におきましては、せっかくちょうどいいしております公債の発行権——限度はござりますけれども、年度内にある程度これを削減するということが、今日の経済情勢下においてはいいのではないかと思います。と申しますのは、一面において、所得税は年度内に減税をせよ、法人税については増税せよというおことはございますが、こういう状況下でございますから、ひとつ補正についてはそういう考え方で考えさせていただいて、来年度におきましては、しかし、こういう年度内の状況でありますだけに、現行税制をもつてすれば、かりに試算をすれば、来年度は、まあ四兆円とかいうような数字も出てきそうに思いますので、これはむしろ来年度は大幅な減税をしてなければならぬ、還元しなければならない、むしろ積極的にそ考へるべきであって、むしろ財政規模はできるだけ大きくならないように、税のほうでは相當思

い切ったた所得減税を中心とした減税をやりたい。しかし、それだけでは、やっぱり一方当然増の経費が相当あり、新規の政策費も必要でございますから、足らずまいのところは、ひとつ法人のほうで負担を願うと、また公債については、今年度の依存率よりも、できればこれを控え目にしたいと、まあ大きづばでござりますが、そんなふうな考えでおりますので、所得税の減税には御期待をいただいてけつこうであると、かように存じます。

○多田省吾君　この前、物価安定緊急政策を政府は発表したわけでございますけれども、これら一連の施策によってどの程度有効需要が押えられると思っているのか。

それから、今回の金融引き締め政策あるいは総需要抑制政策によって、ほんとうに現在のインフレを抑えられると思っているのかどうか。

また、先ほども大蔵大臣は、財政あるいは公定歩合の引き上げ、こういった問題だけでは物価対策にはほんとうはならないんだとおっしゃっていましたけれども、こういう金融引き締め政策の効果を重点とした抑制政策だけで、スタグフレーションの危険性がないのかどうか。

それから、物価安定緊急政策の中に、なぜ公共料金の抑制あるいは補正予算の編成——先ほども五千億をこえる補正予算の年内編成が必要だということをおっしゃっていましたけれども、この問題が物価安定緊急施策の中に入つてこなかつたのか。その辺をまずお伺いいたします。

○國務大臣(愛知接一看)　四月以来の、たとえば金融政策の面におきまして、これは御必要なならば数字をずっと申し上げてもいいんですけれども、要するに、各金融機関の貸し出しの増勢といふものは相当頭著に鈍化してまいりました。それから、反面において、中小企業関係の金融はゆるやかにいたしております。これは数字の上で相当はつきり出ております。それから、企業の、よく數ヵ月前までは問題にされておりましたが、いわゆる手元流動資金、これも指數の上にはつきりあらわれてまいりまして、減少しておりますし、それから、

金融関係から見てみますと、企業の実質預金が減少しております。こういうところは、総需要特に、仮需要というものが、もうとまたことを私は示しているものと、かよつに考へてゐるわけでございます。

それから、需給関係で言えば、これはまあ私が
らお答えするよりも、物資担当のほうからお答え
すべきところであります。景気はやはり非常に
よろしいと、設備投資の状況なども非常に動意活
発というわけでございますから、やはり今後にお
きましても、こういう点は押え目にやっていくべ
きことがこれは当然の要請である。しかし、在庫
の状況等について、まあ私の見方からすれば、メー
カーのところの在庫は減っているかもしらぬけれ
ども、飛ぶように売れるけれども、これが途中の
流通過程においてどういうふうにその物が動いて
いるかということが、今日問題の点ではないかと
思いますが、それらの点につきましては、関係の
各省庁が、業界あるいは地方公共団体等の積極的
な協力を得て、点検、検査調査あるいはあっせん
というところまで踏み込んで、現在行政措置を行
なわれておりますから、これは私は、相当効果を
期待できるのではなかろうかと、こういうふうに
考えておる次第であります。

○多田省吾君 この前の物価安定緊急対策の中
に、突如貯蓄の奨励をはかるという項目が最後に
入ったわけでござりますけれども、まあいま物価
高騰で、個人預金の実質損失なんかも、昭和四十一
七年度上半期だけで二兆五千億円を上回るのじや
ないかとも見られております。そういった関連か
ら、貯蓄の奨励をはかるんだつたら、やはり預金
の金利引き上げは大幅にやるべきだと、そうしな
ければ、貯蓄の奨励にはならないと私は思います。
ところが最近、ようやく〇・一二五〇%程度の預貯金
の金利引き上げを考えているようでありますけれども、私はもう一〇%とか二〇%とかそういう大幅な
預貯金金利の引き上げ、郵便貯金も含めて考える
必要があると思いますけれども、これはどのよつ
に考えておりますか。

○國務大臣(愛知探一君) 預貯金の金利の問題につきましては、実は今朝、臨時金利調整法等の規定に基づきまして、私から預金金利の引き上げについて、諮問と申しますか、発議をいたしましたので、審議会等で十分御審議をいただきまして、大体十月十五日ごろから実施ということになることを期待いたしております。その幅等につきましては、審議会等で十分御審議をいただくと思いますけれども、長期金利等の関係もあって、大体〇・二五%ぐらいのところが適当などころではないかと考える次第でござります。

要のほうからごらんいただきましても、これは公務員の給与の引き上げということは当然であり、そうして人事院勧告を完全実施するというのが政府の基本の方針でもあり、国民的な合意も私はいただけることだと思います。

それから、消費者米価を据え置くということは、財政のほうの問題からいえば、意義のあることはあるかもしませんけれども、しかし、これまた現下の消費者物価問題が、これほどの国民的な関心である、何より大切な主食については、これを据え置くということをいたしましたことも、私は、

れに加えて、いわゆる租税特別措置の中でも、交際費とか、課税の強化とか、あるいは各種の大企業に対する租税特別措置を大幅に改革する問題準備金の問題、引当金の問題等いろいろあるわけですが、そのほか、けさの報道によりますと、文部省では、いま幼稚園から大学まで修学費が非常にかかりまして、父兄負担が増大している。そこで、修学費の非課税措置を来年の税制からとってももらいたいというような強い要望をしているわけであります。たとえば高校、大学等では、国公立でも大体二万円から四万円程度の授業料とか、そういう

御理解がいただけるのではなかろうかと思います。同時に、この生産者米価についても、妥当な引き上げをすると、そして現在において、まあ當然的についまして、その差額といふものが財政上の負担になる、これは私は、やむを得ざることであります。そして今日の歳入の状況等から申しまして、適度の補正予算を組むというのは、むしろ政府としての責任であり、義務である。したがいまして、まあ年度の終わりまでの間、つまり四十八年度が終了するまでの間におきましては、補正予算を編成いたしまして、そうして国会などで十分御審議をいたくことにいたしたい、かように考えておる次第でござります。

○多田省吾君 最後に、来年の税制の調整策についてお尋ねしたいのですが、本年は相当の補正後の増収が見込まれてゐるにもかかわらず、所得税の年内減税はしないと、あるいは前から強く要求されて、ごと手をつけられて増税を上げると、これもさ

はつきりした修学費がかかるわけでござります。
私立の大学等では、もう二十万以上もかかると、
こういったものは、やはり父兄負担が非常に増大
しているので、この修学費の非課税措置をぜひひ
もとつてもらいたいというような要望も文部省がな
らあるわけでございますが、こういった点もどの
ようと考えておられるのか、こういった問題も税
調に追加諮問するのか、来年度の税制の要点につ
いてひとつ大臣からお伺いしたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 年度内増減税についての
私はやる考えはございません。四十九年度の税
制改正については、意欲的に現に取り組んでおり
ますし、それから、所得税減税については、前々
から申し上げておりますように、最低限度百五十
万円で、大幅減税をやりますことはあらためて
はつきり公約申し上げて差しつかえございませ

われていいが年内の法人税の引き合いも、これもまた、いろいろなことで、大臣は明年度の税制改正について、いわゆる所得税減税とか、そういうたものは非常に望みが多いような答弁をされておりましが、それども、まあいま税調でやられていることとござりますけれども、たとえば課税最低限を百五十万程度に引き上げるとか、あるいは法人税率は四〇%程度にするとか、さらには道路関係、自動車関連税の間接税をやすとか、いろいろいまでも言われているわけでござりますけれども、そういう税制改正の要点をどう考へているか、そ

心にいたしますて、これは御案内のように、いろいろそれをまず基本的にきめて、そうしてこれに関連するまあ配当課税の問題その他いろいろござりますが、これらについて、現在まで国会でいろいろ御論議をいただいたようなことも、舞台をなして、その検討をこまかくやっておりまして、もうそんなに長い期間じゃなく、だんだんなんにできるところから、あるいは中間報告といつこうでも、政府の税制調査会からもだんだん御答申が出てくると思いますが、それらを見ながら、いろいろそれをまず基本的にきめて、そうしてこれに関連するまあ配当課税の問題その他いろいろござりますが、これらについて、現在まで国会でいろいろ御論議をいただいたようなことも、舞台をなして、その検討をこまかくやっておりまして、もうそんなに長い期間じゃなく、だんだんなんにできるところから、あるいは中間報告といつこうでも、政府の税制調査会からもだんだん御答申が出てくると思いますが、それらを見ながら、いろいろそれをまず基本的にきめて、そうしてこれに

わせて、具体的なこまかい点も調整をしてまいりたい、こういうふうに考えております。かねがね申し上げておりますような線で十分やつていける、かよううに考えております。

求のあつたいわゆる修学費の非課税措置というよ
うな問題は、考えておられるのかどうですか。
○國務大臣(愛知揆君) 実は、いわゆる教育費
控除という問題については、私自身もずいぶん考
えたこともござりますけれども、ただいま申しま

したように、所得税の最低限度の引き上げという
ことに関連いたしまして、こうした教育費控除と
か、あるいは家賃控除であるとかというよつた取
り上げ方が、はたして税制としてよろしいかどうか
か、こういう点も相当やはり考えなければならぬ
要素もあるのではないかと、私自身も考え方として
おるわけでございまして、これらの点については、
さらに十分検討して結論を出したい、ただいまの
時点においては、積極的にやる方向で考えますと
いうところまでは、まだ私の心境としても積極的

○栗林卓司君 先ほど通貨問題に対する大臣の構想と熱意をお伺いしました。また、昨今の新聞報道を通じましても、そのみなみなみならない御努力のほどはうかがえるよう思います。

りたいと思つんですけれども、現在大きな悩みで
あるインフレ、物価高騰の問題について、これは
国際通貨とたいへん結びついてゐるんだという所
論がござります。あえてここで申し上げるまでも
ありませんけれども、各國通貨が変動相場、フロー
トしております。通貨貿易が不安定なものですから
、通貨をストックしておくよりも、物をストッ
クしておくほうがより有利であるということから
、世界的な投機需要なり、仮需要が発生をして、
物価高をさらに押し上げていく、さらにはまた、
これもよく言われることですけれども、ドルの過
剰流動性の増加ということを背景にして物価高が
起つてゐる、それやこれやを考えると、国際通

貨問題の決着ということがない限り、世界的なインフレ問題の解決は、日本の場合も含めて不可能である、こういう所論があつたり、さらにはまた、そういう各国のインフレに対し、各國政府がとする対策いかんによつては、世界的な大不況もまだ心配しないわけにはいかぬという神経質な取りざたさえされている昨今だと思います。そういう中において、日本の現下のインフレ問題を解決するためには、国際通貨の決着ということが不可欠の前提なんです。そつ御認識になつてゐるところが、昨今の大臣の通貨問題に対する熱意である。このよう理解してよろしいでしょうか。あるいはまた、この種の問題について、先般ガットの総会で、各国の経済閣僚とお会いになつたと思ひますけれども、それぞれはどんな問題意識と感触で取り組んでいたと御判断になりましたのをどうか、この点ひとつお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 基本的には、お話をとおりだと私は認識しておるわけでござります。現在のような、つまり金から糸が切れてしまつた。それから、つまりドルも金から糸が切れてしまつた。そしてドル自身も、基準通貨としての役割りは果たせぬもない、こういうふうな状況がいつまでも続きますと、金価格の暴騰であるとか、あるいは各国のそれぞれの通貨自身が投機の対象になる。こういうことは、いま小康を得てゐるからといつても、あしたどうなるかわからない、あるいはユーロ・ドラーの跋扈というようなこと、これはコントロールができないというようなことを、このままにしておくことは、これは日本のみならず、各国とも、要するに、通貨に對する信認が失われていくということであり、これがインフレ問題につながるということは論を持ちませんし、同時に、恒久的に過熱した景気でも、あるいは不況にでもならないと、安定しながら繁栄をしていくという経済機構ができるないということになりますから、私は、できるだけ早く通貨問題がかつこうがつくということが、各国のためにも望ましい、こういうふうに私は考えております。

各国がどういうふうな認識であるかということと、的確に一〇〇%正しくお伝えすることはできないと思いますけれども、大なり小なりそういう認識は強いと思います。それが何か危機的様相が起ころるたんびに、非常に緊迫した雰囲気になり、何とかしようという勢いが強くなる。こういうことを示されておるようには、私は認識いたしておるわけでございますから、大なり小なり同じようを感じではないか。かよつて存するわけでござります。

続いて、大フクで片づけることができそうもない
というような雰囲気になつてくると、たとえば
ヨーロッパはヨーロッパでまとまるとか、アメリカ
はほかの国がどうなつてもいいんだ、自分さえ
守ればというような、いわゆる保護主義的な考え方
方が、通貨、通商の面に出てくると、これはほん
とうに一大事だと思いますので、そういうたよす
な認識の上に努力を進めていかなければならな
い。こういう気持ち、御指摘のとおりに持つて
おるわけでござります。

題がどのぐらいの時間的見通しの中で結論が求められるだろうかということになりますと、先ほど大臣が、当座の物価に対する指標としては、先進主要国の中で、よりいい形をつくるのが、さあたってのめどでしようと言われましたけれども、それを裏返していくと、通貨問題の決着というのは、まだまだ時間がかかるし、たいへんなんだといふ御認識のあらわれだろうと思うのです。

で、問題は、そういった中で、日本の国内にの毎日びんびんと感するような物価高をどうやつて少しでも解決をしていくのか、そうなりますと、海外の要因に伴う物価高はある程度時間をかけなければしかたがないとしても、そのほかの国内対策というのは、相当思い切ってやらなければいかぬ、そこに一つをかけながらやっていかないといけないのじやないかという気がいたします。そ

いう中で、先ほど大臣が、実は現在日本の需給關係、需要の姿というのは、そう心配はない、總需要、仮需要といつものもだんだん頭を打つてきて、鎮静化したのではあるまいかと思っているんだと、いう御発言とか、それから、現在はインフレといふことばはそぐわないのだという御発言を伺いましたと、いまわれわれがとり得る手段というのは、國際會議のほうは相手があることですから、そう簡単な決着はむずかしいということになると、少なくも国内で手が打てるところは、よほど思い切った政策をしなければいけないのじゃないか。何かそんなことを感ずるだけに、需要の問題とかについて、大臣のお話を伺っていますと、そう安んじて見ていてよろしいんでしようかという気がいたしますけれども、重ねて、現在の需給關係の姿について御見解と、そこに重点的にほんとうは取り組んでいくのか、相当荒っぽいことも含めて取り組んでいかなければいかぬとお考えになつているのかどうか、重ねてお伺いしたいと思います。

○國務大臣 愛知揆一君 第一に、ちょっと私の申し上げたことを補足させていただきたいのですが、通貨問題は非常に意欲的に、先ほど申しましたような認識で取り組んで努力を新たにしなければならないわけでありますが、そうかといって、これはある程度の時間がかかる、その間はそれなら不安が続くのか、こういうふうな点でございますけれども、これは私の認識では、日本に対しては非常に幸いなところだと思いますが、私は、したがつて、現状においては、しばらくの間は、この現在とつております対外的には変動相場制、これをクリーンなやり方でやっていくということは、しばらく続きましても、日本としては、当面のところさしたる障害はないと思います。同時に、たとえば為替管理のあり方というようなことも、あまり大それた考え方で、これをゆるめるとかなんとかいうことは、これはきわめて慎重に対処すべきものであると、こついうふうに考えておりまます。したがつて、日本としては、國際通貨問題の解決は、早ければ早いほどいいという努力はしな

るんあるでしようし、その辺の事情を、庶民を調べると同じ姿勢で洗うのが、これ当然なんで、相手の名前を画廊なり、売った人が言わないから調べられない、それで終わりだというのは、ほくほくも姿勢が一貫しないでおかしいと思うんです。ましてや画商とか画廊とか、それから、骨と肉を扱っている連中は、国税庁お調べでわかるとおり、売買のやり方とか段階が実にあいまいでしよう。あいまいな上に、フェアーでない取引だから脱税すごくしているでしよう。脱漏所得といふんですか。この間も脱税の番付いやかなり出てきたけれども、これ昔からやっているわけですよ。売り手も買い物手も、芸術というものを商品取引、芸術の取引の場で、非常にくさい金をあやつ正在いるというのは、もうはつきりわかっているわけですね。

そこで、言いたいのは、かりにこの数億円の世界的名画を買った人が、これ脱税王かどうか知りませんよ、それは。まともな金で買ったかどうかは知りませんが、やはりこの場合に、画廊が売った相手を教えないからといって、ほうつといって、そのままにしてしまうというのは怠慢のような気がするわけです。

そこで、大臣に聞きたいんですがね、数百万円の土地買ったと、庶民は追及されると、中にはしばられて、あとでえらい目にあう人もいる。しかし、数億円の絵を買えば、黙ってこれすんなり通りやう。どう考へてもこれ矛盾であつて、こういう不公平に対しても何の対策も考へていないのであるいはこれはもうしかたがないことだからほうつといいていいことなのか、大臣自身はどう考えますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 税務執行のやり方からいつて、なかなかむずかしいということは、お聞こえのとおりですけれども、かりにいま六億円といふ話がありましたか、一人の個人、法人でない個人が、六億円をキヤッショでルソーの絵を買うということになれば、私は、どつかでぼろが出ると思うんですね。これはその個人は何らかの意味

で、何らかの税法の違反なり、あるいは犯罪のにおいの濃い行為をやっているに違いないんであって、これはだから、断固としてそういうものは處理及するような措置をいろいろ考えてみましょ。同時に、このごろ案外法人が多いんですね。法人のほうですと、いろいろのことでの有能なる日本の税務官吏は適切な措置をやって、最近も相当やりまして、その結果などもあらわれておりますが、かなり手遊びしく現実を把握してやっていますことを申し上げます。具体的な事例は政府委員から説明いたしますが、「そもそも千万だと、けしからぬことだ」と思いますが、ひとつこの上ともいろいろお知恵をかしていただきたいと思います。

○野末和彦君　はろが出るといつても、だれが買ったかという相手が、画廊も言わない、しかも、税務上の検査権もないという、相手わからぬときやばろが出ない、それまで、けしからぬとしても、ことばで終わっちゃうんですよ。

そこで私は——これ税の問題だけじゃないです。世界的な宝と言われるような美術品あるいは骨とう品、こういうのは、やっぱり一般に見せるという義務があるわけで、世界には、いわゆる世界的芸術を私物化するというのは、もう一種の罪悪だという考え方もあるわけですね。ですから、こういう特殊な、世界的なルソーの数億円もする絵が日本に入れば、やっぱりこれは文化的な意味からも、だれが買ったのかと、その人もたまにはだれかに見せてもいいじゃないかというのが、これは芸術ファンの残念とするところなわけですよ。

そこで提案するんですが、以前ぼくが、こういう投機化した書画、骨とう、いまは投機化はかなり冷えましたけれども、ああいう投機化するようないいかげんな取引やられている書画、骨とうに課税したらということを言いましたら、文化国家としては大臣はそういうことはできないということをおっしゃいまして、それはそれでけつこうですが、ひとつこういう売り手、買い手のあいまいな世界というのは、脱税にもつながるし、それか

ら、こういうふうに買ひ手がわからぬ、せつかの宝をだれもが見ない、こういうことは、どう考へても不自然だ。

そこで、一千万円以上、かりにですよ、一千万とかりに仮定して、一千万以上の価値ある書画、骨とうの類は、これ売買報告書というか、そういうものを出さすぐらいの、義務化するぐらいのことがあつてもいいんじやないかと、売り手、買い手の間でそういうものが移動することをはつきりさせることは、税務当局としても非常に、いままで一番あいまいで、脱税をよくやっていた連中に對して、公正な課税をやりやすくすることにもつながるし、それから、庶民感情としては、おれたちはもうきびしく、何が何でも税務署は罪人扱いにして調べるくなせに、金持ちとなると甘やかされていると、金持ちにはいろんな抜け穴があつて得だなというよつた不公平感をなくす上でも、必ずメリットも出てくるというわけで、一千万ぐらい以上の高額な書画、骨とうの取引には、正式な売買報告書、取引報告書といいますか、そういうものを作出させるという、こういう案はどうかなと、こうまあ思つてゐるんですが、大臣としてどうですか、反対、賛成含めて検討する価値ありと認めていますが、もしあるならば、そうやつたのを出させるという、このまま思つてゐるんですけど、ほうが、ほくは、これから脱税を防ぐ意味からも非常にいいことだし、それから文化的な、私物化するのを防ぐことでも、買った人がおれはいやだと言うならこれは別ですが、やはりだれが買ったのかということを明らかにすることぐらい、別に何の迷惑もないと思うんで、ひとつこの案に對して大臣のお考へを聞いて終わりにしたいと思います。

見て買つてきたら、それはにせものだったということで、参議院でもたいへんな御追及を受けたこともござりますので、なかなかこの書画、骨董とか芸術品の扱いというものは非常にむずかしいものであるということを考えなければならぬと思いますので、ひとつ専門家の意見も聞きながら、建設的な御意見十分承つて善処いたします。

○委員長(藤田正明君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田正明君) 速記入れて。

本件に対する本日の質疑はこの程度にいたしました。

○委員長(藤田正明君) 再び通行税法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

○田中菊雄君 何回かい今まで通行税については審議をしてまいりましたから、複合する点は削除いたしまして、要点二項目について質問をしてまいりたいと思います。

その第一点は、制度上の問題ですけれども、今回この通行税改正の附則の「この法律は、公布の日の翌日から施行する。」こうなつておりますね。ところが、国鉄運賃法は、これは本会議でもつて修正されまして、三月三十一日までいわば延期ですね。実質的には四月一日以降実施こういうことになりました。そうすると、運賃法の改正は四月一日以降、通行税法は、このほうは法律案でまいりますと直ちに発効ということなんですね。ところが、適用対象がないんですね。これは制度上私は非常に疑問に思つておるんですが、これでよろしくうござりますか。

○政府委員(高木文雄君) 政府が、現在の通行税法の一部改正法を提出いたしました段階では、御指摘のように、国鉄運賃に関係いたします法律と、通行税法とが同じ時期に国会で御承認いただけると、それから、運賃もその直後に改定をするといふことを前提としておったことは事実でございま

す。その後、いろいろお話し合いの結果、運賃法の施行の時期がずれたということをございます。が、そのことを踏まえまして、いまの附則の方でよろしいかどうかということを、つい最近に研究いたしてみました。この法律は、御存じのように、現行ではB寝台が課税になりませんように一千六百円までは課税いたしませんということを、法律で規定しております。法律形式を改めさせていただきまして、今後政令でさめさせていただく。ただし、政令で定める基準を法律上明らかにさせていただくと、いう形式をとりました結果、今回この法律を通していただきましたならば、やはり予定どおり公布をさせていただきまして、そしてそれに基づいて、とりあえず政令を定めさせていただく。その政令は、従来の通行税法にありました千六百円と同じという形で定めさせていただく。

と申しますのは、一千六百円以下でありますれば、B寝台にはかからないことになるわけでございましょうが、この点については、政令でその分を定めさせていただきたいといふ、形式的にはそういうことでござりますので、それが予定外に政令を出す時期が早くなつたということの変化は、今回の運賃法の改定の実施時期の変動に伴つて、提断をいたしておりますので、施行時期に関する附則につきましても、現在提案いたしておりますどもの仕事の面におきましては、そういうことをいたしますれば差しつかえがないというふうに判断をいたしておりますので、施行時期に関する附則で御承認願いたいというふうに考えます。

解はできるのですけれども、だけれども、これになってしまいます。だから、制度上の問題として、運賃法の改正、料金改定、もちろんいまおつしやられたように、ここも私、疑問なんですが、けれども、従来たばこの値上げ等については国会承認、それを政令委任事項に持っていくわけですね。非常に弾力的条項だらうと思うのですが、当時私は反対したわけですが。ですから、国鉄運賃の中に、いまの定義でいけば確かに運賃法、運賃だけというふうに限定されて、料金は別だということになります。しかし、いまのこの国鉄内部の運輸収入のウエートからいえば、料金制度というものは非常に重要なになってきてる。これが運輸大臣の認可条項で、政令事項に委任をしているということ自体も、私は制度上としては若干検討の余地ありというふうに考えておるわけですが、それはその内容として、いま主税局長が説明をされた内容について理解はするんですけれどもね、しかし、この適用対象がないんですから、結局、公布して発足をさせても、四月一日までそのまま遊んでいると言つては語弊があるけれども、そういう状況でしよう。だから私は、公布、施行月日は、運賃のいわば取り扱い上の問題として、運賃、料金改定後この発足をさせるという、制度上の取り扱いとして提案をしてくるのが当然のあり方ではないかというふうに考えるのですけれども、この見解は主税局長、どうですか。

は、しかし、もう一つの考え方をいたしまして、いまお話をございましたように、何ぶん先般来、料金につきましては、国鉄總裁が定めて、運輸大臣の承認を得る事項に改められました結果等も関連いたしまして、大体どういうものから免税するかという基本方針を法律で明示していくだけ、そして法律に明言されました方針に従って、幾らから免稅するかということを政令で明らかにします。この考え方の是非につきましては、いろいろ御意見があろうかと思います。御意見があろうかと思いますが、私どもは、運賃法及び料金の定め方についての現行のあり方と、通行稅法のあり方とは、この新しい方式のほうが整合性があるというふうに考えるわけでございます。

そこで、その形式を変えますのを、本来ならば必ずしも今回に限らず、昨年なり一昨年なりしかるべき時期に御提案することも考えられたわけですが、何もないときに御提案するのもいかがかということで、運賃の改定、それに関連する料金の改定の機会に、こういうふうに法形式を変えさせていただくことの御審議を求めることがいたしたわけでございますので、この機会にこれをお許し願いますならば、運賃の改定と関係なく、形式のほうだけ改めさせていただくということが先行することになるわけでございますが、実態としては、それで一向支障はないのではないか。また考え方をいたしましても、それで私どもは政令でやらせていただいてよいのではないかという前提に立っております關係上、そういうふうにこれから半年なり、さらにそれより長い期間政令でやらしていただけで、法律的には差つかえがないのではないかと確信をする次第でございます。

○戸田菊雄君 まあ担当局長が制度上支障なしと言ふから、私もあまり深く検討しておりませんから、いざれいまの制度上の問題については検討いたしまして、今回は局長の答弁で了承いたしてお

第二点は、四十九年度全額として二十八億、こういうことになるんですけども、今までの量税ですね、これは明らかに目的税として制度化された、したがって、その使用は道路整備その他に対応して幾つかの税収の中から還元措置をとっているわけです。これは明らかに政策還元をしてるわけですね。あるいはいまの交通違反罰金を認める、こういう趣旨で制定されわれわれも了承しているんですね。たとえば一つの、踏み台設置費、そういうことが発生要因だとこう言つてます。それで、非常に私は抽象的だと思うんですね。さつき大臣にもちょっと質問したんですけれども、まあそういう趣旨からいけば、いま国鉄では設備投資、機械近代化、あるいは保安体制の整備、各般の金を使うこの使用目的というものは一ぱいあるんですね。たとえば一つの、踏み台設置費、そういうものを年次計画でもつて整備していく。結局、金が先に立つんですから、そういう面で政策還元方式というものは考えられないのかどうか。非常に多い、そういうものの整備一つとらえてみても、非常に多い、そういうものを年次計画でもつて整備していく。結局、したけれども、いま公共負担もやれば、あるいは地方自治体に対する一定の還元金もある。そのわりあいに、この財政投融資とか、国家融資とか、補給金とか、若干やりましたけれども、まだまだこの自動車や港湾や各般の、あるいは航空とか、いう通行税に対する使用等については、もう少し前進をした形で考えなきゃならぬ。先ほど事務局に対応する融資なり補給体制といふものも、国鉄に対する融資なり補給体制といふものは非常に少ない。こういう面からいっても、そもそもそのことによってひもをつけて国鉄を縛るところになるのじゃないか、そういうことは私はあまわり考えられないのですけれども、それは国家事業

としてやつているのですから。ですから、そういう面で、主税局長、この使い道を少し政策的に考へるはできないのか、この辺の見解はどうですか。
○政府委員(高木文雄君) 国鉄は長年、主として運賃、料金、つまり受益者の負担ということとて経営が進んでまいつたわけでございます。で、国鉄に対して一般会計から助成が始まりましたのが昭和四十五年度からでござります。で、現在急激にその一般会計から一般財源として国鉄に助成をする金額がふえてきたわけでございますので、将来の問題といいたしましては、国鉄の整備なり、経営難のために國から助成いたします金について、目的的税的なものを考えまして、そしてそれによつて国鉄の整備を進めていくというよつなことが一つの考え方として出てくる可能性は十分あるわけでございます。ただ、現行通行税について考えますと、昭和四八年度の予算で申しますと、国鉄に対しても一般会計が出しております国鉄助成費は千六百九十九億円に及んでおりまし、通行税のうち、この国鉄関係から納めていただく、言いなれば、国鉄の利用者から納めていただく通行税の額は、わざかに二十八億ということになつておりますので、全体のこの一般会計からの投入額と、その通行税の額とがあまりに開きが多くゆうございますから、もし何か国鉄の再建を促進するためにして目的税的なものをつくることがむしろ望ましいという御議論でありますればともかくといいたしまして、現行通行税のうち、国鉄にかかる部分については、目的税にするということにつきましては、いろいろ理屈の問題は別にいたしましても、現実の金額のこの大きさの点からいって、実はあまり意味をなさないのでないかというふうに考えるわけでございまして、現段階では、御存じのように、通行税は、歴史的な理由のある戦争中からのしつばを引いた制度でございますが、それがそれでいいといいうわけではなくて、かかるべき時期にいろいろ考へなきやならぬことは御指摘のとおりでござりますけれども、どうも現在の通行税を目的税として考へるということは、主としてこの金額の

点からびつたりこないという感じがいたすわけでございます。

なお、もう一つ申し上げておきますが、ガソリン税は道路の目的税ということになつておりますが、この場合は、およそガソリンを消費される場合のすべて、自動車によつてガソリンを消費する場合のすべてが課税対象になつておりますが、通行税は、現在グリーン車と寝台車だけということに限られておりますので、一般税的な性格を持つておりますが、この場合のすべてが課税対象になつておりますが、通じみにくいという性格があることをつけ加えさせていただきます。

○戸田菊雄君 これは税関係だけを限定してぼくは考えないのでされども、政務次官、これもいろいろ論議されてきたから、ぼくはここでやろうという気はないのですけれども、ただ問題は、諸外国のよう、イギリスとかアメリカ、アメリカはまあ航空だけですけれども、イタリアとかが國においては絶対、通行税はいま実施しています。確かに。しかし、イギリスは違うですね。ですから、イギリスの例を見ますと、二十数項目の国鉄に対する投資なし納付、そういう援助体制といふもの事をこまかにやつておりますよ。たとえば、共済關係一つをとっても、いま大蔵省としては一五%ほんとうは国が負担するということになつて、あとは折半方式、四五%でいこうといふことになつているけれども、それは帳簿上の問題で、実際は、国鉄当局が六〇%負担している、こいうことになつてゐるのですね。ですから、そういう面からいきますと、非常に國の国鉄に対する仕打ちというものは財政的には非常に冷淡だ。もう少しやはり新幹線全国ネットワークをしくといふことですから、大改造ですね、国鉄からいえば、一つの設備革新からいくなれば大改造ですよ。まさに田中総理が挙唱してゐる島改造成以上のそういうものをやろうとしているのですから、そういう状況の中で、特別の措置を打つてもいいのじやないか。せめて、イギリスまでいかなくとも、私は日

本流に、条件をいろいろ検討して、そこでいろいろな財政投融資ばかりじやなくて、政府の一般財政から、あるいはそういう名目的ないわゆる通行税なども含めて、総合的に検討する時期ではないのか。そうでなければ、財政再建計画で、とにかく十五万人首を切っていくのですからね、実質的には。もう大要削減ですよ。私はこれは安全体制からいって、これは最大モットーですから、そういう面もたいへん危険な状態に追いいやされているけれども、しかし、そういう立場に追いやつれているわけですから、いまは。そうすると、輸送の安全体制からいくと、これは最大モットーですから、そういう面もたいへん危険な状態に追いいやされているということになりますから、いずれにしても、財政全般からも、そういう面を十分検討する時期じやないか、こういうふうに私は考えるのですけれども、これは政策問題ですから、大臣おりませんから、政務次官、そういう点ひとつ確信のある前進的な答弁をお願いしたいと思います。

と思ひますけれども、十カ年後の国鉄の現状といふものは、確かに累積赤字の二兆六千億も残りますし、また借入金も十兆円を上回る状況であります。ですが、そのときにおける国鉄の収入とのバランスを考えていきますと、現在よりもはるかに健全な状態になり、したがつて、独立採算制で公共企業体としての、公共性を満たせるような立場になれるだろうという見通しのもとに、現在の国鉄財政再建措置を講じておられるわけであります。御趣旨のほどは、今後の十カ年計画は、経済の変動に応じいろいろまた修正されていく場合もあるうかと思いますが、そういうときに、十分御趣旨を体していくべきものだというふうに考える次第であります。

○戸田菊雄君 この一点で終わりますが、現行国鉄内部における通行税の収納事務は、どういうふうに取り扱っておりますか。その辺ちょっと説明してください。

○説明員（原岡幸吉君） 通行税の納付手続の問題に関する御質問でございますが、ごく概略的に申し上げますと、駅の窓口で売つて、その対象になつた額、これを監理局に全部まとめまして、そして各監理局のものを一括して本社で計算いたしまして、本社が駅町税務署に一括して納付すると、こういうことでございます。

なお、多少詳しく申し上げますと、まず駅の出札窓口で通行税の対象になつておりますグリーン券と、それからA寝台券、これを発売した場合には、これは一般乗車券と同じように、乗車券簿といふものによって発売枚数がわかるわけでございますけれども、これに金額を乗じまして、収入の整理を行なつて、月報でもつて監理局に報告するわけでございます。で、今度は、監理局ではこれを本社に送付いたしまして、本社でこれを集計した上、全部の対象の料金合計額に十一分の一、これを乗じまして通行税額を算定する。で、これを一括いたしまして、翌月の末日までに、先ほどの税務署に納付するわけでございます。で、これは概算納入でございまして、その後、駅の窓口だけ

じゃなくて、車内で車掌が発売したり、あるいは
また払い戻し額というようなものもございます。
そういうものを今度は精算という形でもって、そ
のまた翌月の末に精算納入をするという形になつ
ているわけでございます。

なお、つけ加えて申しますと、駅の手数でござりますけれども、駅では、御案内のように、収入整理上、発売の切符の種類ごとに収入額を算定する必要がありますから、通行税納付のために特別手数をかけなくとも、先ほど申し上げた額が算定できる、このようになつておるわけでござります。

甲子年
十一月
丁未日

○説明員(原岡幸吉君) この取り扱いのために特別オーバー労働になるということはまあないと考へるわけでござります。なお、駅で手で売つておられる切符のほかに、このころはだんだんコンピューターでもつて発売するというケースが多くなつてきているわけでござりますけれども、これはまあ自動的に先ほど申し上げました計算数が算定されると、こういうことになつておるわけでござります。

なお、オーバー労働の点でござりますけれども、精算のために若干要るじゃないかと、こういうことでございますが、その点につきましては、大蔵省のほうと協議いたしまして、できるだけ簡単にそれができるような方法でもつて、その精算事務も簡易合理的にやる方法を講じてやつておると、こういう次第でござります。

○戸田菊雄君 十カ年計画で十五万人も要員削減を目指して、つづけて十分、その主な目的は

○戸田菊雄君 十カ年計画で十五万人も要員削減へ追込られていくわけですから、その主体はどうしても営業部面にくるんですね。あるいは事務部面。どうしたって最低運転保安確保上こちらのほうは限界がありますから、どうしてもそちらへしわ寄せがくる。そういうことになりますと、いまでら業務量の密度というものはおおむね二百倍、こういうことになっているんですから、そろ

いうものにこういう徴収事務がどんどん入ってく
る。これはなかなかか事務の機械近代化というもの
は国鉄内部でもそう極度に進んでいるわけじやな
いですね、いま、実情としては。いまの説明じや
コンピューター方式でということがありましたがけ
れども、それはどつかの集約事務、そういうたと
ころに存在をするだけであつて、個々的に職場で
発売をした、あるいは車掌が発売した、そういう
ものの集約はやっぱり自営的にやられるわけです
から、そういうものについて相当なやっぱり私は
事務ベースの面でノルマが食われていると思うん
です。だから、こういう問題については、国鉄當
局自体にも十分要員配置等について配慮を願わな
ければいけませんし、同時に、そういう事務の機
械近代化等について、一応大蔵省としては委嘱を
しているんですからね、早い話が。当然だなんて
思つたら、いまの憲法上……そこまで飛躍した
話はしませんけれども、徴収事務というのは、本
來納税者が個々的にやるのがあたりまえなんで、
それを事務所や何かでこう全部負担してやってい
るわけだけれども、そういう意味から言つても、
その辺の、何といいますかね、一つの機械近代化
等についての大蔵省や何かでの改善の配慮策とい
うものはありますよ。

今回の通行税法の一部改正案の内容は二点だけです。その第一点は、附則の追加など形式的な文整理でありますけれども、第二点は、運賃法の改正に伴って、從来課税対象外であったところのB寝台の下段料金が、千六百円が千九百円に値上がりになるというようなことで、千九百円以下のものは全部非課税範囲にするというために、今度「一 般ノ乗客ノ通常利用スル寝台ニ係ル料金トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除外」と、「ういうことばに変えたわけですが、まあいまでは「一人一回二付千六百円ヲ超ユルモノニ限ル」ということで、すから、本来ならば、先ほど御答弁のように、「一人一回二付千九百円ヲ超ユルモノニ限ル」として、毎回国会審議の対象にするのが、私たちは順当であると思いますけれども、今回は政令に白紙委任をしたということが非常に特徴的などでござります。で、衆議院の答弁でも、法律として表現する中身との関係で適當な表現がうまくできなかつたとか、金額の表現は少々ばけているけれども、法律の精神は非課税であるという明快な精神であつて、決して租税法定主義のたてまえはくずしていいないと、こういうような数々の答弁をしておりますけれども、特に、租税法定主義のたてまえから見れば、非常にこういう言い回しは重大でありますし、こういうあいまいの答弁じゃなくて、もうと納得のいく、理解のいく説明をお願いしたいわけです。ですから、われわれが感ずるのは、今後十年間に四回の国鉄運賃の値上げがあるだろうと、そのたびにこの大蔵委員会にこの通行税法の一部改正案が示されるのはめんどうだ、ややこしいということで、今回でこれは打ち切ろうといふ安易主義がその底にあるんじゃないか、このようふ感ずるわけです。ですから、そのために厳格な租税法定主義というものがくすぐれているんじやないか、このように考へるわけです。

いろいろおっしゃったわけです。その中で、ちょうど昨年は、大幅な黒字の外貨対策に対し、非常に政府が頭を痛めていたときがありますから、円対策七項目、あなたのほう外貨対策を立てたわけです。そのときたまたま七項目の中に、輸入関税の引き上げ等に関連しまして、輸出入関税率の税率をそのつど法律改正によらないで、適宜適切に政府の権限で調整できるように政策的に一応考えられたわけありますけれども、この点の質問に対する回答は、関税率は明確に、関税率法の改定の中でも明確に、租税法定主義の基本にかかるものであり、政令委任にはできないと、このように関税率局長は答弁されているわけです。内容は違いますけれども、やはり同じような関係で、こういう表現で今度国鉄運賃法の改正があつても、政令の白紙委任によって幾らでも変えられるということになりますと、私は、これは租税法定主義のたてまえをくずすんじゃないかと、このようになってえられてなりません。この点をどう考えておられるのか、ひとつ明確にお答え願いたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) 租税法定主義は、税の制度におきまして一番大事な問題だというふうに思つております。その場合に、どこまで法律で書くかと、どこまでをある程度行政府におまかせいただくかという限界の問題は非常にむずかしいところでございます。で、現行の制度におきましては、そこは必ずしも統一的に整備されているということを言い切れないと思います。各税法の沿革なり何なりによりまして、多少のニュアンスの相違が出てきておるわけでございます。その精神はあくまで租税法定主義の考え方に基づきものと存じますが、その場合に、どこから課税になるか、いて一部見られておりますように、規格非課税と申しまして、規格によつて明快にしておく、いろいろな方法があるわけでございます。そこで、金額で限界を定めます場合に、法律にきちつと金額

を表示する方法が一つの方法でございますが、やはりある程度、法の精神に従いながら弾力的に措置できるようにさせていただいておいたほうが、いい場合もあるわけでございます。たとえば「一例

方で、こういうふうに変えさせていただくということをお願いしているわけでございます。
○多田省吾君 いま局長は、通勤手当課税と似て
いるからと、いう例を引かれましたけれども、私が

先ほど引いた、いわゆる輸出入関税の税率の問題と比べて申し上げたわけです。そのときは、関税局長は明確に、租税法定主義の基本にかかるものであるから、政令委任にはできないと答弁され

ているわけです。私はこの通勤手当課税の問題もありましようけれども、むしろこの輸出入関税の税率、関税税率法の改正のときと、非常に似ているんじゃないかな、むしろ私はそう思います。なぜあのときは租税法定主義の基本にかかわるとし

て政令委任には拒否して、今回は何とかちゃんとわかるわけのわからない「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台二係ル料金」なんて、これがB寝台だとは、普通の方はちょっと読めませんけれども、そういうことをあえて今まで、こういう政令白紙委任に

まかしたのか、その意味かどうしても納得できまい。従来どおりでよろしいんじゃないんですか。
○政府委員(高木文雄君) 関税定率法との関係は、ただいま御指摘になつております点、まことに

申されたりませんか、との条文のとの部分についてそういう答弁を閑税局長申し上げたが、私つまびらかにいたしておりませんので、それとの比較による御説明は御勘弁いただきたいと思います。

の法律のきめ方は、要するに、一般の方が利用されるB寝台は、もうこれは通行税の対象でなくてよろしいではないかというルールを国会でおきめよういただいたので、そして「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台ニ係ル料金」というのは幾らなんだ、千六百円なのか、千七百円なのか、千八百円なのかといふことは、それはそのときそのときの国鉄のほうの料金規程に右へならえをしてきめさしていただこうということにするのであれば、これは租税法定主義から決して逃げ出さないといふことは、それはそのときそのときの国鉄のほうも九百円にして、改めてやつていくという方法も、それは決して租税法定主義から逸脱したものでも何でもないので、そういう技術もある、方法もあると思います。しかし、現在のところ、そういうふうなきめ方をいたしませんでも、この「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台」ということばそのもの

は、確かに不明確でござりますけれども、それがいわゆるA寝台とB寝台という概念を前提として、B寝台については課税しないということになると、それでそのB寝台の額だけを政令で書きなさいと、こういうふうに国会からおまかせ願うと、私は租税法定主義に決して反することではない。先ほどちょっとおことばの中に白紙委任とおつしやいましたけれども、決して白紙委任をお願いしているわけではなくて、B寝台の料金に対応する部分では、これはひとつ政府にまかせるから、これは非課税にせよといふように法律でございまして、決して政府が、かつてにいろいろとできるわけではなくて、そこでその範囲内でしかできないわけではありませんから、これは非課税にせよといふように法律でおきめいただくと、ことここでございまして、決して政府の趣旨としては変わることございませんから、そういう表現をとることも、千百円という表現をとることも、租税法定主義との関連において、法の趣旨としては変わることはないと確信をいたすのでござります。

いまして、そういうことをあえてしてまで、こういう政令委任にしたということは、何らかそこにやましい考えがあるんじゃないかと疑いたくなるわけですが、これはどうですか。

○政府委員(高木文雄君) やましい考えはないつもりでございます。これは二つ問題がありまして、この点を金額で表示をするか、非常に政府に限定的な範囲内で、金額で表示をしないで精神で表示をして、いただくかとの相違であると思ひます。私どもは内部で確かに議論をいたしまして、この今回の改正法を出ししますときに、こういう形式にいたしますか、それとも千九百円というふうに従来どおりの形式にいたしますかということは、実は、事務的にも内部でさんざん議論をいたしました。やましいと思われるではないかという点も含めて、研究いたしましたのでございますけれども、どうも租税法定主義といふことはどちら理解するかということは、いろいろな方が、学者を含めていろいろ言つておられますけれども、私どもとしては、この程度のものは、精神を法律の上に明確にすれば、これはひとつおまかせをいただきたいということを含めて、租税法定主義を御理解願いたいというふうに思うわけでございまして、現行の、先ほど申しました通勤手当のきめ方以外にも、実はいろいろと所得税法なり、法人税法なりで政令できめさしていくただいる事項がございますが、そういうものと比べ合わせてみましても、決してこのきめ方は、われわれがやましい考え方を持っていることのあらわれだというふうとではないというふうに御理解いただけると、確信を持ってこういうふうな法の改正案を選んだわけでございます。いろいろそのような御議論は、租税法定主義につきまして、そのつど御議論があるわけでございますが、私どもとしては、この表現方式は一つの正しいやり方であるというふうに思つておることを重ねて申し上げます。

額とか、利用人数とか、利用料金なんかをあげて、衆議院では、一般乗客なんだということで、これは妥当であるという説明をしておりますけれども、これはいろいろ調査してみますと、正当な根拠にはならないのじやないか。改正案第三条のこの条文が、イコールB寝台であるという解釈は、あくまでも政府いわゆる提案者側の一方的な独断解釈であつて、すなおに見ればこれはちよつとおかしいんじやないかと思わざるを得ないわけです。

で、国鉄側の答弁によりますと、客車のA寝台は現在三千六百セット、B寝台が四万七千七百セット、電車のB寝台が九千二百セット、なるほど数の上ではBが多いわけでありますけれども、利用効率を見ますと、A寝台が平均九二%でB寝台が九一%と、こういうのは同数という数が出ているわけです。ですから、利用効率から見ますと、また大体満ばいであるということが言えます。B寝台に空セットがないとAセットに移乗する乗客の方も非常に多いわけでございまして、このようない利用率の状況では、担税力があるとかないとかという理由で区別する、あるいは一般乗客云々といふ名前で区別するということもちょっとおかしいのじやないか。この辺はどうですか。

○政府委員（高木文雄君） この「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台ニ係ル料金」という表現があまり読んだだけですぐわからないという点は御指摘のとおりでございます。で、この表現のテクニックについては、いろいろもうちょっとまい方法はないかということを考えたのでござりますが、現在は、寝台料金は国有鉄道運賃法の九条の二といふところで、「日本国有鉄道が左の各号に掲げる運賃等を定める場合においては、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。」というのがございまして、その五号に「寝台料金」ということばが出てくるというのが、他の法律にあります法律上の用語でございます。で、結局これは、国鉄総裁がきめて、運輸大臣の認可を受けて寝台の料金をきめるわけでございますが、そのうちのB寝台という実

態を、何かもつ少しれ以外の方法であらわす方がはないかということをいろいろ研究いたしましたが、どうもいい用語がなくて、こういうことはなったわけでございまして、その点は私どもも必ずしも満足をしている用語の使い方ではないわけですが、どうもいい用語がなくて、こういうことに部分につきましては、いつもB寝台の料金と同じ料金をここへ引っぱって改正をしてまいりましたから、それを形式的にこういう形に直さしていただいておるのでござりますので、その事実と、この用語とあわせ考えていただきますならば、それはB寝台を意味するということで御理解を願えるものというふうに、政府部内では法制局を含めまして、まあ残念ながらこれ以外にいい用語なしと申せんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤田正明君） 御異議ないと認めます。

○委員長（藤田正明君） ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤田正明君） 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤田正明君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は、九月二十五日とし、本日はこれにて散会をいたします。

午後一時二十八分教會

九月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民金融公庫が行なう戦傷病者の傷病恩給等担保融資額の増額と利子の是正に関する請願（第五三三一号）

第五三三一号 昭和四十八年八月三十一日受理

国民金融公庫が行なう戦傷病者の傷病恩給等担保融資額の増額と利子の是正に関する請願

請願者 德島市八万町法花谷 小笠美佐子

紹介議員 小笠 公韶君

外一名

現在、戦傷病者のための傷病恩給、障害年金を担保とする金融は、法律により国民金融公庫以外の取扱いが禁止されており、現在、同公庫は五十万円を限度として融資を行なつてゐるが、現在の経済情勢から、この額では融資本来の目的を果たさないばかりでなく、この制限が戦傷病者の経済活動の支障となつてゐるから、この担保融資限度額を、傷病恩給の増額等も考慮して、傷病恩給年額の二年程度の額とし、その利子も、寡婦等を対象とする貸付制度と同様年三分とされたい。

昭和四十八年十月五日印刷

昭和四十八年十月六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局